

湖南省景観づくりの ガイドライン

《景観づくりの将来像》

『“ほっ”と和めるふるさと「こなん」』

本ガイドラインでは、重点地区のうち「野洲川及び国道1号バイパス周辺地区」と、一般地区の届出対象行為および景観形成基準の趣旨について解説しています。

その他の重点地区の「三雲地域旧東海道沿道地区」及び「石部地域旧東海道沿道地区」については、それぞれのガイドラインをご用意しています。併せてご活用ください。

湖 南 市

目 次

序章 景観づくりのガイドラインの趣旨 1

- 1. ガイドラインの目的 1
- 2. ガイドラインの対象 1
- 3. ガイドラインの構成および各項目の内容 1
- 4. 届出の流れ 2

第1章 景観づくりの基本的な考え方 6

- 1. 景観づくりの理念 6
- 2. 景観づくりの目標と基本方針 7

第2章 届出の対象となる行為の解説 9

- 1. 届出の必要な行為（法第8条第2項第3号関係） 10
 - （1）重点地区／野洲川及び国道1号バイパス周辺地区 10
 - （2）一般地区（重点地区を除く湖南省全域／湖南省景観計画区域） 20

第3章 景観形成基準の解説 28

- （1）重点地区／野洲川および国道1号バイパス周辺地区 29
- （2）一般地区（重点地区を除く湖南省全域／湖南省景観計画区域） 68

序章 景観づくりのガイドラインの趣旨

1. ガイドラインの目的

湖南省景観づくりのガイドライン（以下、「本ガイドライン」といいます。）は、湖南省景観計画第3章「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を補完するもので、特に同計画に定めた重点地区のうち「野洲川及び国道1号バイパス周辺地区」と、一般地区の届出対象行為および景観形成基準の趣旨についてより分かりやすく解説することを目的としています。

良好な景観づくりに資する計画とするため、本ガイドラインの具体的な手法を参考に、行為の場所や周辺状況および行為の規模・用途などによりさまざまな創意・工夫をお願いします。

2. ガイドラインの対象

届出対象行為においては景観形成基準に適合する必要があるため、本ガイドラインは、届出制度の運用にあたって、景観形成基準との適合性を判断する際の資料となります。

また、小規模な店舗や住宅の建築等、届出の対象外となる行為についても、景観への配慮の検討に活用いただけるような内容となっています。

3. ガイドラインの構成および各項目の内容

序章

届出制度の解説・届出の流れについて、フロー図等を用いて分かりやすく示しています。

第1章 景観づくりの基本的な考え方

景観づくりの理念、目標、基本方針を示しています。

第2章 届出の対象となる行為の解説

市内において届出の対象となる行為（届出対象行為）の種別や規模について、図を用いて分かりやすく示しています。

第3章 景観形成基準の解説

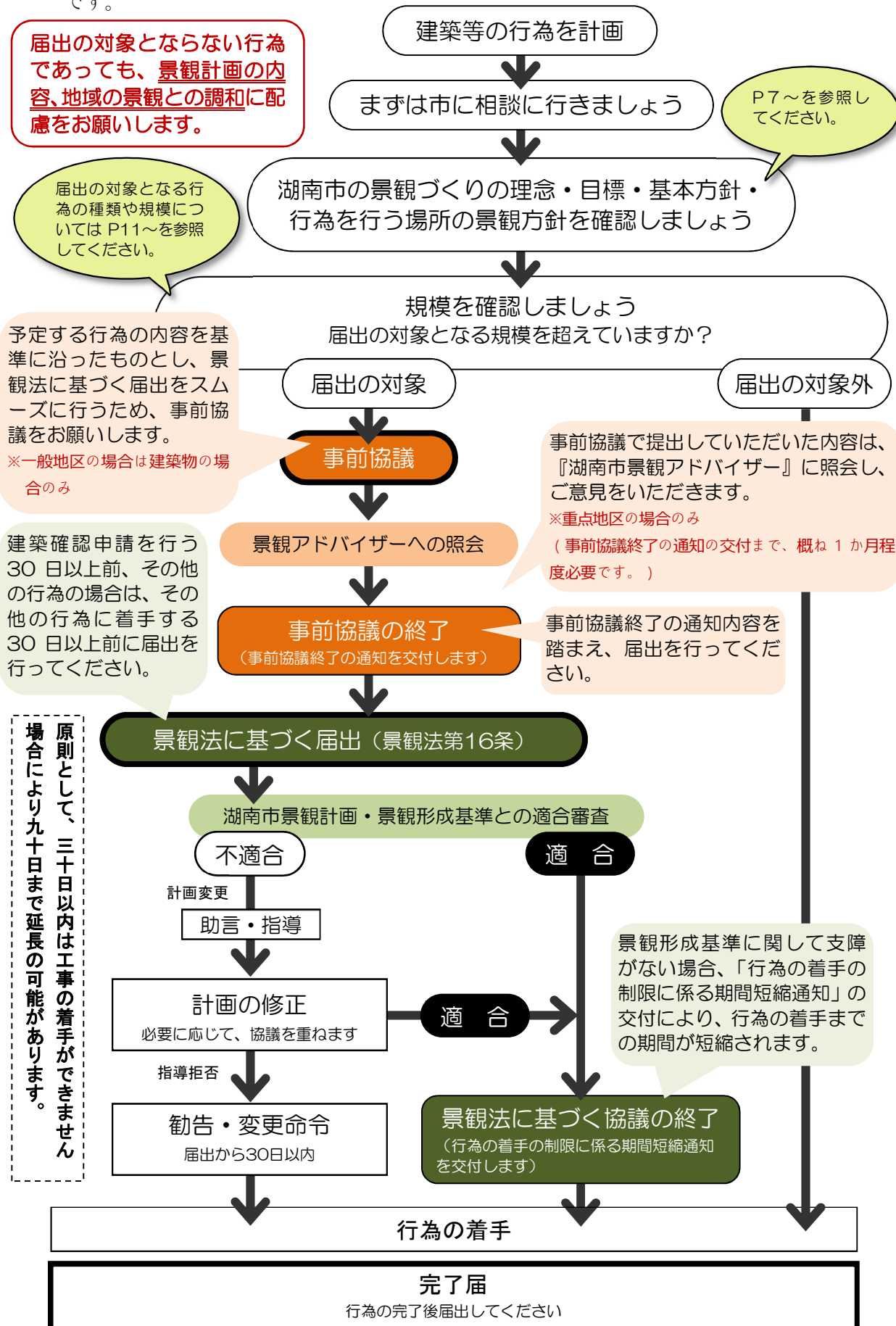
基準ごとに「基準の考え方」と「具体的な配慮の内容」を示しています。

○「基準の考え方」では、基準を設定した目的や趣旨を解説しています。

○「具体的な配慮の内容」では、図や写真を用いながら具体的に配慮していただきたい内容を分かりやすく例示しています。ただし、例示であるため、基準の全ての内容を網羅したものではないことに留意していただく必要があります。

4. 届出の流れ

湖南省景観計画に関わる届出（景観法第16条第1項または2項）の流れは、次のとおりです。



景観法に基づく届出の手続き

1) 届出の必要な行為（景観法第16条1項、2項）

景観計画区域内においては、届出の対象となる行為（第2章P9参照のこと）のうち、建築確認申請が必要な行為を行う場合は建築確認申請を行う30日以上前に、建築確認申請が不要の行為の場合は、その行為に着手する日の30日以上前までに湖南市長に届出が必要です。また、届出した内容を変更する場合には、その変更に係る行為に着手する日の30日前までに湖南市長に変更の届出が必要です。

2) 届出書の提出先

「景観計画区域内における行為の届出書」および「景観計画区域内における行為の変更届出書」に必要な書類は以下のとおりです。正副各1部を湖南市役所景観担当課まで届出してください。

〔お問い合わせ：湖南市都市政策課 ☎ 0748-71-2348〕

3) 届出に必要な書類（2部提出）

- ① 湖南市景観計画区域内における行為の届出書（裏面：建築物または工作物の概要書）
（様式第2号）
（変更の場合：湖南市景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第3号））
- ② 委任状（建築主以外の方が代理で届出を行う場合）
- ③ 添付図面（変更届出の場合は、配置図および立面図の提出とする）

行為の種類	図面	備考
建築物の建築等または工作物の建設等	位置図・付近見取り図	- 都市計画基本図（白地図・1/2500）に行為の場所を朱記 - 方位、道路、目標となる地物及び行為の位置を表示
	配置図	1/200以上、方位、敷地の境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模を表示 門、塀、ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、室外機等屋外設備や屋上設備の位置や、届出に係る建築物等と他の建築物等の別などを表示 - 緑地を緑色で着色して表示 - 可能な限り樹種及び樹高等も記載して下さい
	立面図	1/200以上、原則として4面以上（彩色が施されたもの） - 外周部の仕上材、色彩、開口部の位置及び附属設備を表示 - ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、室外機等屋外設備や屋上設備も表示して下さい ※建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出の場合は、カラー写真に代えることができます
	平面図	- 建築物のみ - 各階の床面積を記載し、延べ床面積が分かるようにして下さい
	求積図	敷地面積について、添付して下さい
	仕様・パンフレット等	- 屋根・壁面の素材（建築物の場合） - 工作物（建設する場合） - 屋外設備・屋上設備（設置する場合）
	現況写真	敷地および敷地周辺の状況がわかるもの（撮影方向を配置図に示すこと）

行為の種類	図 面	備 考
開発行為	位 置 図 ・ 付 近 見 取 り 図	・都市計画基本図（白地図・1/2500）に行為の場所を朱記 ・方位、道路、目標となる地物及び行為の位置を表示
	地 形 図	・1/500以上、行為地を含む周辺の地形の現況、行為の区域及び行為時における遮へい措置を表示 ・遮へい物の種類、構造、位置及び高さ（垣及び柵については色彩、樹木については樹種）などを表示してください
	土地利用計画図	・1/500以上、方位及び行為後の土地利用計画を表示 ・土石の採取又は鉱物の掘採に類するものにあつては、事後措置についても記載して下さい
	断 面 図	・1/500以上、行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図を添付して下さい
	のり面断面図	・1/50分以上、のり面の措置がわかる断面図を添付して下さい
	現 況 写 真	・敷地および敷地周辺の状況がわかるもの （撮影方向を地形図に示すこと）
木竹の伐採	位 置 図 ・ 付 近 見 取 り 図	・都市計画基本図（白地図・1/2500）に行為の場所を朱記 ・方位、道路、目標となる地物及び行為の位置を表示
	現 況 図	・1/500以上、方位、付近の土地利用の状況を表示 ・森林を含む場合は、おおむねの樹種及び樹高を示すこと。 ・伐採区域並びに伐採する木竹の種類及び高さなどを表示してください
	現 況 写 真	・行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真 （撮影方向を地形図に示すこと。）
堆積 屋外における物件の	位 置 図 ・ 付 近 見 取 り 図	・都市計画基本図（白地図・1/2500）に行為の場所を朱記 ・方位、道路、目標となる地物及び行為の位置を表示
	配 置 図	・1/200分以上、方位、敷地の境界線、物件の堆積する位置及び高さ並びに遮へい措置を表示 ・遮へい物の種類、構造、位置及び高さ（垣及び柵については色彩、樹木については樹種）などを表示してください
	現 況 写 真	・行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真 （撮影方向を配置図に示すこと。）
水面の埋立て又は干拓	位 置 図 ・ 付 近 見 取 り 図	・都市計画基本図（白地図・1/2500）に行為の場所を朱記 ・方位、道路、目標となる地物及び行為の位置を表示
	地 形 図	・1/500以上、方位、行為地を含む周辺の地形の現況及び行為の区域を表示
	土地利用計画図	・1/500以上、方位及び行為後の土地利用計画を表示
	断 面 図	・1/500以上、行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図
	のり面断面図	・1/50分以上、のり面の措置がわかる断面図を添付して下さい
	現 況 写 真	・行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真 （撮影方向を配置図に示すこと。）

※ その他必要に応じて、参考となる書類の提出をお願いすることがあります。（完成パースやフォトモンタージュなど）

※ 提出する図面の縮尺は、行為の規模により変更可能です。

4) 完了届の提出（1部提出）

景観法の届出を行った行為が完了したときは、景観計画区域内行為完了届（様式第8号）と完成写真（2面以上添付）を速やかに湖南市長に提出してください。

事前協議に関する事項

事前協議は、景観法第 16 条に基づく届出の徹底と、本市における景観形成基準の遵守について、できる限り早い段階で協議を行なうことにより、手戻りをなくし、本市の景観形成基準に適合した良好な景観づくりの実現を目的としています。

1) 事前協議に必要な書類等 (2 部提出)

① 湖南省景観条例 事前協議書 (様式第 6 号)

② 添付図面

事前協議 対象行為	図 面	備 考
・行為が「景観法」の届出対象のうち建築行為にあたる場合 ・行為が「景観法」の届出が必要かどうかを確認したい場合	位 置 図	・都市計画基本図 (白地図・1/2500) に行為の場所を朱記
	配 置 図	・1/200 以上、敷地内における建築物等の配置 ・門、塀、ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、室外機等屋外設備や屋上設備の位置などを表示
	立 面 図	・1/200以上、原則として4面以上 (彩色が施されたもの) ・ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、室外機等屋外設備や屋上設備も表示してください
	平 面 図	・建築物のみ ・各階の床面積を記載し、延べ床面積が分かるようにして下さい
	求 積 図	・敷地面積について、添付して下さい
	仕様・パンフレット等	・屋根・壁面の素材 (建築物の場合) ・工作物 (建設する場合) ・屋外設備・屋上設備 (設置する場合)
	周 辺 写 真	・敷地および敷地周辺の状況がわかるもの

※ その他必要に応じて、参考となる書類の提出をお願いすることがあります。(完成パースやフォトモンタージュなど)

※ 提出する図面の縮尺は、行為の規模により変更可能です。

市内で建築等を行おうとしている方は、必ずご一読
ください。

第1章 景観づくりの基本的な考え方

（「湖南省景観づくり基本方針」より）

湖南省景観計画では、湖南省における景観づくりの基本的な考え方として、基本理念および目指すべき将来像を定め、これらに基づく4つの目標と景観づくりを進める上での基本方針を定めています。

1. 景観づくりの理念

本市において地域の特性に応じた独自の景観づくりを進めていくため、次のとおり景観づくりの基本理念と将来像を定め、積極的に景観づくりの取り組みを推進していくこととします。

《景観づくりの基本理念》

今、現にある景観資源を最大限に活かし、さらに市民と事業者、市が互いに協力し合って地域の魅力を高める景観づくりを進めることにより、だれもが心のゆとりや安らぎを覚え、地域への愛着と誇りを強く持つことができるまちの実現を図る。

そして“湖南省のブランド力”を高めていく。

※「ブランド力」とは、その名が広く知られ、魅力的で人を惹きつける力のことをいいます。

《将来像》

“ほっ”と和めるふるさと「こなん」

2. 景観づくりの目標と基本方針

- ・「景観づくりの基本理念」に基づいて4つの目標を掲げ、目標ごとに景観づくりの基本的な方針を設定します。この基本的な方針に即して今後の景観づくりを進めることにより、4つの目標の達成、将来像の実現を図ります。

目標①

風土を構成する自然景観の美しさを守る

- ・南北に市域を縁取る緑の山並み、中央部の野洲川の雄大な流れ、その周囲に広がる一団の農地などの自然環境は、本市固有の風土景観を形成するとともに、市民の日常的な安らぎや“ほっ”とする気持ちを育む重要な要素として、今後とも適切に保全していきます。

目標②

受け継いだ歴史文化が薫る伝統的景観を継承する

- ・石部宿に代表される東海道をはじめ、湖南三山などの歴史的、文化的に価値の高い寺社仏閣など、私たちが受け継いだ固有の歴史文化資源を見つめ直し、決して失ってはならない景観資源として次の時代へと継承していきます。

目標③

後世に残る美しく魅力的な景観を創造する

- ・今の時代を生きる私たちの責任として、新たに建築物や構造物などを築造する際には、周辺の景観との調和はもちろんのこと、さらに本市ならではの魅力を高めていくための景観づくりに取り組んでいきます。

目標④

みんなが日々の暮らしの中で“美しさ”を意識する

- ・山並みの遠景や東海道、湖南三山など、特別な場所だけでなく、日常の生活のある身の回りの空間に対して、市民や事業者が常日頃からそれぞれに可能な方法で美しく整えていくことを意識し、良好な景観づくりを図っていきます。

基本方針

○山地・丘陵地の緑を保全します

- ・樹林を適切に管理するとともに、不法投棄などを防止し、いつまでも緑豊かで四季を通じて美しい山地・丘陵地を維持します。

○水辺の美観の維持と活用を図ります

- ・シンボリックな水辺の空間は、親水的な魅力を高めるとともに、市民とともに水辺の美観の維持と活用を図ります。

○優れた眺望点を保全します

- ・特に優れた眺望点を抽出し、周辺における環境整備や眺望景観を阻害する行為の制限など、優れた眺望を保全します。

基本方針

○受け継いだ景観の魅力を再評価します

- ・長い時間を掛けて積み重ねられてきた歴史文化的景観の重要性や魅力を再評価し、継承すべき景観について広く市民や事業者等と認識の共有化を図ります。

○歴史的な雰囲気が漂う景観を維持します

- ・暮らしの安全性や快適性を確保しながら、住民が地域に対する愛着と誇りを持つことができ、歴史的な雰囲気や温かみを感じられる街並みを維持します。

基本方針

○地域の一体性が感じられる景観づくりを進めます

- ・周辺の景観と調和した優れたデザインの公共施設や公共サインの整備により、地域の景観の向上、民間の建築行為などへの波及を図り、地域の一体性を創造します。

○秩序ある市街地の景観づくりを図ります

- ・周辺に与える影響が大きい大規模な建築行為などに際しては、景観面で守るべき基準を設定するなど、周囲の景観と調和した良好な市街地景観を創造します。

基本方針

○良好な景観づくりへの関心を高めます

- ・様々な機会や媒体を通じて情報の発信、意識の啓発を行い、良好な景観づくりに対する市民や事業者の関心を高めます。

○市民の主体的な景観づくりの活動を促進します

- ・景観づくりに対する支援制度を導入するなど、市民の主体的な景観づくり活動の推進を図ります。

一定の規模以上の行為については、事前に市に届出が必要です。
届出が必要となる規模は、下記の地区によって異なります。
計画している場所を確認しましょう。

第2章 届出の対象となる行為の解説

湖南省景観計画区域(市全域)	
重点地区 良好な景観の形成を図るため、特に必要があると認める区域で地域の理解が得られた区域	野洲川及び国道1号周辺地区
	三雲地域旧東海道沿道地区
	石部地域旧東海道沿道地区
一般地区 大規模建築物等について景観形成を行う区域	重点地区を除く湖南省全域 (重点地区候補地を含む)

※「三雲地域旧東海道沿道地区」及び「石部地域旧東海道沿道地区」については、それぞれのガイドラインをご用意しています。併せてご活用ください。

湖南省景観計画区域図



※詳しくは備え付けの図書
でご確認ください。

計画している場所は重点地区でしょうか？一般地区でしょうか？
計画地の届出の対象となる行為と規模を確認しましょう。

※三雲地域旧東海道沿道地区・石部地域旧東海道沿道地区については、それぞれのガイドラインでご確認ください。

1. 届出の必要な行為（法第8条第2項第3号関係）

届出の必要な行為は以下の通りです。

（1）重点地区／野洲川及び国道1号バイパス周辺地区

1) 届出対象行為

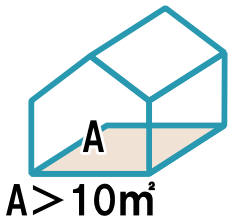
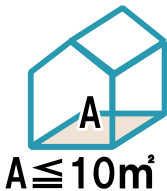
- ☑ 建築物の新築、増築、改築または移転
- ☑ 建築物の外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替または色彩の変更
- ☑ 工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替または色彩の変更
- ☑ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- ☑ 木竹の伐採
- ☑ 屋外における物件の堆積
- ☑ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ☑ 水面の埋立てまたは干拓

2) 届出の対象となる規模

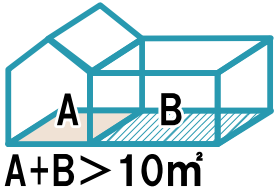
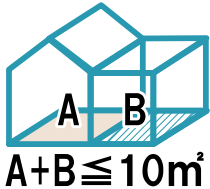
ア) 建築物

ａ．行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの

① 新築・移転

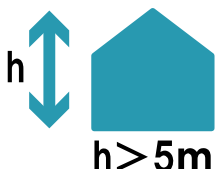
届出が必要な場合	届出が不要な場合
・建築物の延床面積が10㎡を超える場合は届出が必要となります。  $A > 10\text{㎡}$	・建築物の延床面積が10㎡以下の場合、届出は必要ありません。  $A \leq 10\text{㎡}$

② 増築・改築

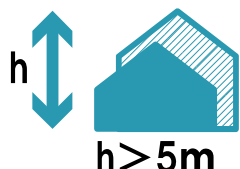
届出が必要な場合	届出が不要な場合
・増築部分も含めた建築物の延床面積が、10㎡を超える場合、届出が必要となります。  $A+B > 10\text{㎡}$	・増築部分も含めた建築物の延床面積が10㎡以下の場合、届出は必要ありません。  $A+B \leq 10\text{㎡}$

b. 高さ 5 mを超えるもの

① 新築・移転

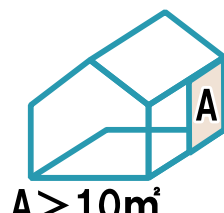
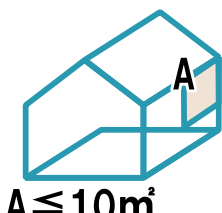
届出が必要な場合	届出が不要な場合
建築物の高さが 5 m を超える場合は届出が必要となります。 	建築物の高さが 5 m 以下の場合、届出は必要ありません。 

② 増築・改築

届出が必要な場合	届出が不要な場合
増築部分の高さが 5 m を超える場合は届出が必要となります。 	- 増築部分の高さが 5 m 以下の場合、届出は必要ありません。 - 既存のものが 5 m 以上で、増築部分が 3 m の場合、届出は必要ありません。 

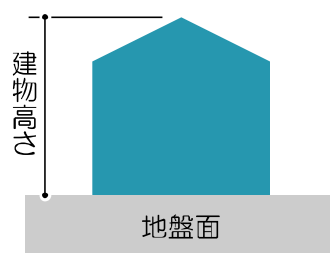
c. 行為に係わる部分の面積の合計が 10 m²を超えるもの

① 建築物等の外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

届出が必要な場合	届出が不要な場合
- 行為に係る部分の面積の合計が 10 m² を超える場合は届出が必要となります。 ※変更前と全く同じ色彩に塗りなおす場合も、「色彩の変更」に該当し、届出が必要となります。 	行為に係る部分の面積の合計が 10 m² 以下の場合、届出は必要ありません。 

参考：建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号）

- ・原則は地盤面から屋上の突起物等を除いた最上端までの高さの事です。



- ・屋上の突起物とは以下のものをいいます。
⇒棟飾りや防火壁の突出部分
⇒階段室やエレベーターの機械室でその面積が建築面積の1/8以下のもの

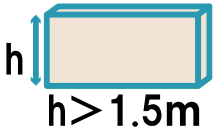
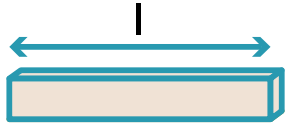
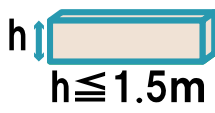
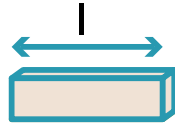
陸屋根（水平な屋根）で、 パラペットや 手すりがあるとき	地盤面が水平でないとき	前面道路と 高低差があるとき
建築高さは、地盤面からパラペット天端までの高さになります。	高さの差が3m以内のときはその平均値からの高さになります。 高さの差が3mを超えるときは、3m以内ごとに建物を区切ってそれぞれの部分の平均値を高さとしします。	前面道路等と建物の建っている地盤の高さが異なる場合は、建物の建っている地盤面からの高さになります。

	平均的な高さ			平均的な高さ	
	木造	RC造、鉄骨造		木造	RC造、鉄骨造
2階建	7.0m	8.0m	5階建	17.5m	18.5m
3階建	10.5m	11.5m	10階建	35.0m	36.0m
4階建	14.0m	15.0m	15階建	52.5m	53.5m

イ) 工作物

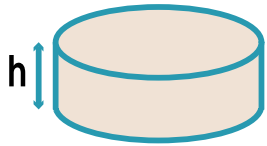
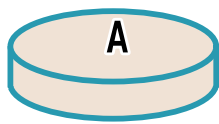
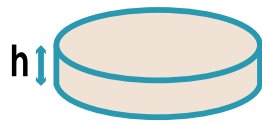
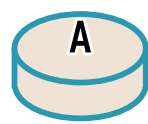
ア. 垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの

① 新設・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更

届出が必要な場合	届出が不要な場合
・行為後の高さが 1.5m を超える場合は届出が必要となります。  $h > 1.5\text{m}$ ・行為後の長さが 10m を超える場合は届出が必要となります。  $l > 10\text{m}$	・行為後の高さが 1.5m 以下の場合は、届出は必要ありません。  $h \leq 1.5\text{m}$ ・行為後の長さが 10m 以下の場合は、届出は必要ありません。  $l \leq 10\text{m}$

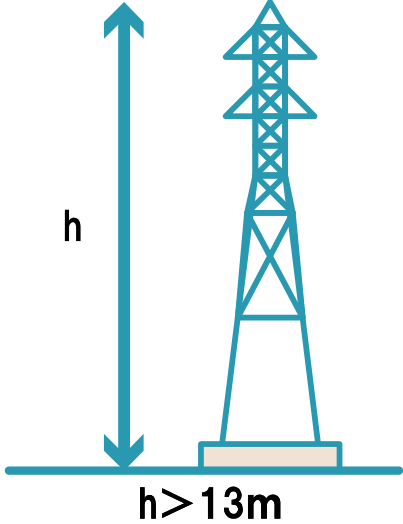
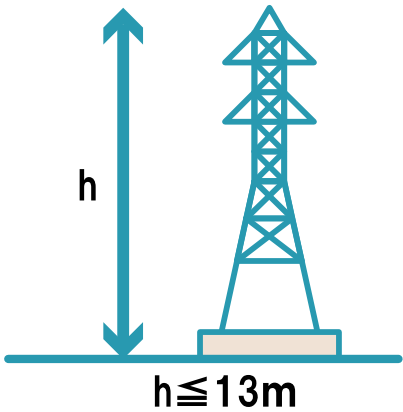
イ. 汚水または廃水処理する施設

① 新設・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更

届出が必要な場合	届出が不要な場合
・行為後の高さが 1.5m を超える場合は届出が必要となります。  $h > 1.5\text{m}$ ・行為に係る部分の築造面積が 100 m² を超える場合は届出が必要となります。  $A > 100\text{m}^2$	・行為後の高さが 1.5m 以下の場合は、届出は必要ありません。  $h \leq 1.5\text{m}$ ・行為に係る部分の築造面積が 100 m² 以下の場合は、届出は必要ありません。  $A \leq 100\text{m}^2$

c. 送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物

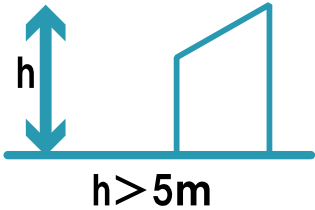
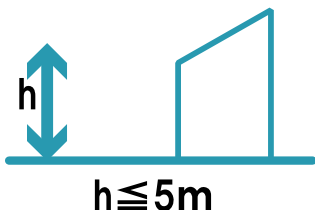
① 新設・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更

届出が必要な場合	届出が不要な場合
・行為後の高さが 13mを超える場合は届出が必要となります。  $h > 13\text{m}$	・行為後の高さが 13m以下の場合は、届出は必要ありません。  $h \leq 13\text{m}$

d. その他の工作物

- (1) 煙突またはゴミ焼却施設
- (2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの
- (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (4) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (5) 高架水槽
- (6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (8) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

① 新設・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更

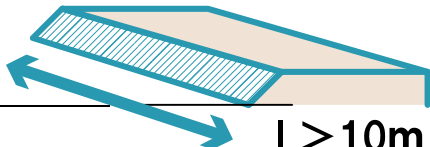
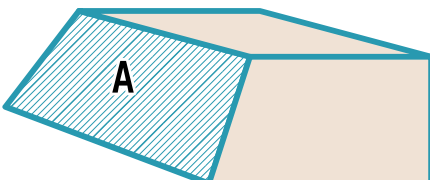
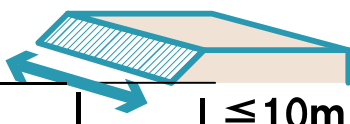
届出が必要な場合	届出が不要な場合
・行為後の高さが 5 mを超える場合は届出が必要となります。  $h > 5\text{m}$	・行為後の高さが 5 m以下の場合は、届出は必要ありません。  $h \leq 5\text{m}$

ウ) 開発行為

① 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

届出が必要な場合	届出が不要な場合
・開発区域面積が 1,000 m ² を超える場合は、届出が必要となります。	・開発区域面積が 1,000 m ² 以下の場合、届出は必要ありません。

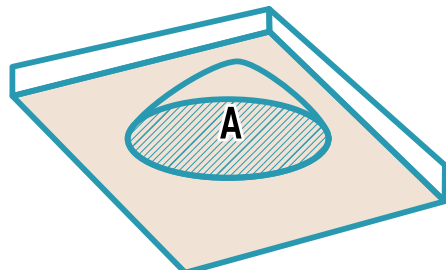
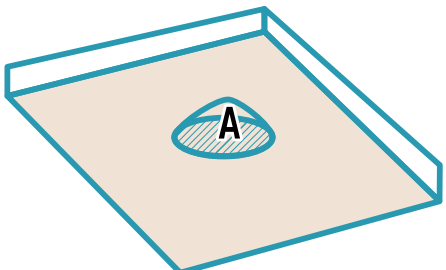
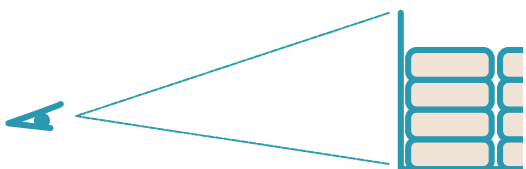
エ) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

届出が必要な場合	届出が不要な場合
・切土により生じる法面の高さが 1.5mを超える場合は届出が必要となります。  $h > 1.5\text{m}$ ・法面の長さが 10mを超える場合は届出が必要となります。  $l > 10\text{m}$ ・行為に係る部分の面積が 100 m²を超える場合は届出が必要となります。  $A > 100\text{m}^2$	・切土により生じる法面の高さが 1.5m以下の場合、届出は必要ありません。  $h \leq 1.5\text{m}$ ・法面の長さが 10m以下の場合、届出は必要ありません。  $l \leq 10\text{m}$ ・行為に係る部分の面積が 100 m²以下の場合、届出は必要ありません。  $A \leq 100\text{m}^2$

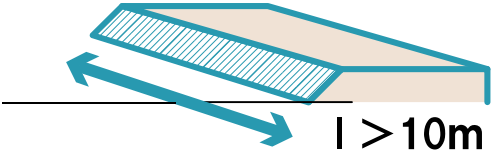
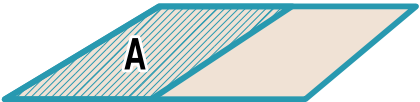
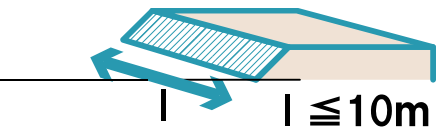
オ) 木竹の伐採

届出が必要な場合	届出が不要な場合
・木竹の高さが 5 mを超える場合は届出が必要となります。  $h > 5\text{m}$	・木竹の高さが 5 m以下の場合、届出は必要ありません。  $h \leq 5\text{m}$

カ) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

届出が必要な場合	届出が不要な場合
・高さが 1.5m を超える場合は届出が必要となります。  $h > 1.5\text{m}$ ・その行為に係る部分の面積が 100 m² を超える場合は届出が必要となります。  $A > 100\text{m}^2$	・高さが 1.5m 以下の場合、届出は必要ありません。  $h \leq 1.5\text{m}$ ・行為に係る部分の面積が 100 m² 以下の場合、届出は必要ありません。  $A \leq 100\text{m}^2$ ・堆積された物件が外部から見通すことができない場所で行う場合は届出の必要はありません。  ・期間が 30 日以内の場合は届出の必要はありません。

キ) 水面の埋立てまたは干拓

届出が必要な場合	届出が不要な場合
- 盛土により生じる法面の高さが 1.5mを超える場合は届出が必要となります。  $h > 1.5\text{m}$ - 盛土により生じる法面の長さが 10mを超える場合は届出が必要となります。  $l > 10\text{m}$ - 行為に係る部分の面積が 100 m²を超える場合は届出が必要となります。  $A > 100\text{m}^2$	- 法面の高さが 1.5m以下の場合、届出は必要ありません。  $h \leq 1.5\text{m}$ - 法面の長さが 10m以下の場合、届出は必要ありません。  $l \leq 10\text{m}$ - 行為に係る部分の面積が 100 m²以下の場合、届出は必要ありません。  $A \leq 100\text{m}^2$

3) 届出の対象から除外する行為

ただし、以下の行為については、届出対象から除外します。

① 通常の管理行為、軽易な行為等

- ・届出の対象となる規模未満のもの
- ・地盤面下における行為
- ・工事に必要な仮設の工作物 ※建築物については、仮設であっても届出が必要です。
- ・木竹の伐採で次に掲げるもの

- (1) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- (2) 枯損した木竹または危険な木竹の伐採
- (3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- (4) 仮植した木竹の伐採
- (5) 測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹の伐採

② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

③ 景観重要公共施設の整備として行う行為

④ 景観重要公共施設内における占用の許可を受けて行う行為

⑤ 法令または他の条例に基づいて定められた区域内で行われる行為

※施行規則第 11 条

(規則で定める法令または他の条例の規定に基づく許可等を要する行為)

- ・森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に規定する地域森林計画の対象となっている民有林または保安林における開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更、木竹の伐採または水面の埋立て若しくは干拓で、同法による許可を要する行為。

※施行規則第 12 条

(規則で定める地域、地区等)

- (1) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定する国定公園（普通地域を除く。）
- (2) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に規定する原生自然環境保全地域および自然環境保全地域
- (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に規定する都市公園
- (4) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に規定する地区計画および住宅地高度利用地区計画の区域
- (5) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に規定する再開発地区計画の区域
- (6) 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）に規定する沿道地区計画の区域
- (7) 集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）に規定する集落地区計画の区域
- (8) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に規定する緑地保全地域および特別緑地保全地区
- (9) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に規定する河川区域
- (10) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に規定する史跡、名勝および天然記念物の指定地域、伝統的建造物群保存地区並びに重要伝統的建造物群保存地区
- (11) 滋賀県立自然公園条例（昭和 40 年滋賀県条例第 30 号）に規定する滋賀県立自然公園（普通地域を除く。）
- (12) 滋賀県自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）に規定する滋賀県自然環境保全地域および緑地環境保全地域
- (13) 滋賀県文化財保護条例に規定する滋賀県指定史跡、滋賀県指定名勝および滋賀県指定天然記念物の指定地域並びに滋賀県選定伝統的建造物群保存地区
- (14) 湖南市文化財保護条例に規定する湖南市指定史跡、湖南市指定名勝および湖南市指定天然記念物の指定地域並びに湖南市選定伝統的建造物群保存地区

⑥ 国・地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為

※通知の対象とします。

※施行規則第 13 条

(条例第 13 条第 5 号の規則で定める公共団体等)

- (1) 日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人国立病院機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 独立行政法人水資源機構
- (9) 独立行政法人環境再生保全機構
- (10) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
- (11) 地方住宅供給公社
- (12) 地方道路公社
- (13) 土地開発公社
- (14) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）

(条例第 13 条第 5 号に規定する国の機関、地方公共団体、その他公共団体が行う行為)

・ 条例第 2 条第 2 号に規定する大規模建築物等の新築等。

(2) 一般地区（重点地区を除く湖南省全域／湖南省景観計画区域）

1) 届出対象行為

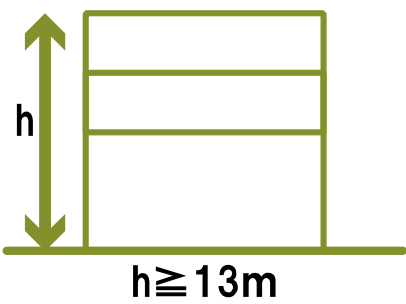
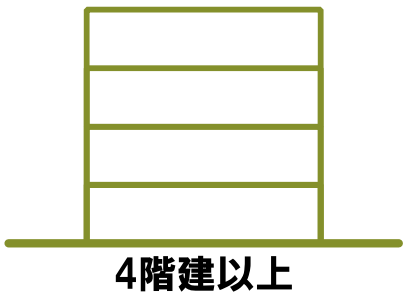
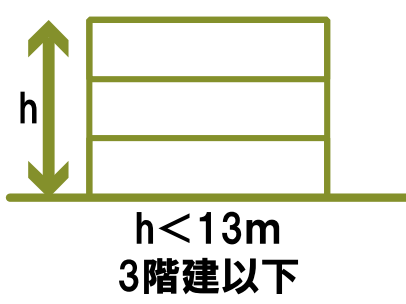
- ☑ 大規模建築物の新築、増築、改築または移転
- ☑ 大規模建築物の外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替または色彩の変更
- ☑ 工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替または色彩の変更
- ☑ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

2) 届出の対象となる規模

ア) 建築物

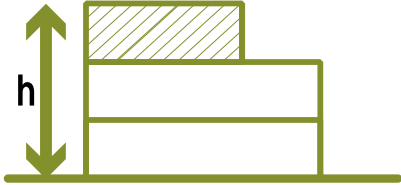
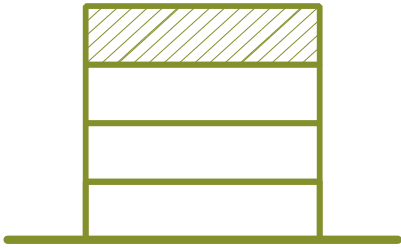
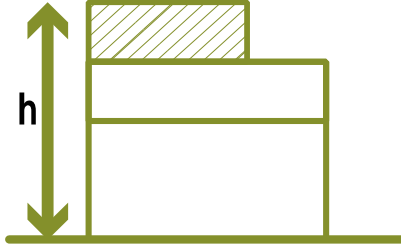
ア. 高さ13m以上、若しくは4階建以上のもの

① 新築・移転

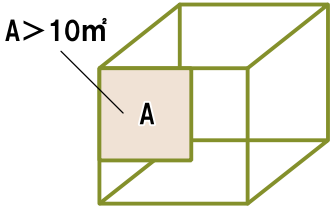
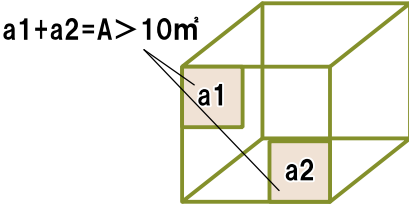
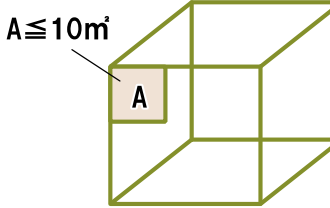
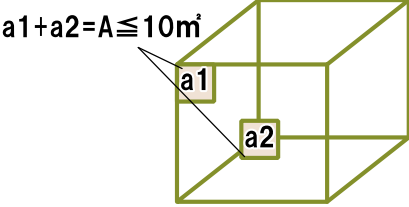
届出が必要な場合	届出が不要な場合
・ 建築物の高さが 13m 以上の場合は届出が必要となります。  $h \geq 13\text{m}$ ・ 建築物の階数が 4 階建以上の場合は届出が必要となります。  4階建以上	・ 建築物の高さが 13m 未満かつ 3 階建以下の場合は、届出は必要ありません。  $h < 13\text{m}$ 3階建以下

※「建築物の高さ」については、P20 をご参照ください。

② 増築・改築

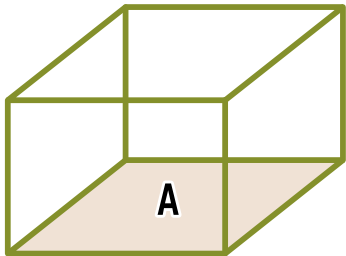
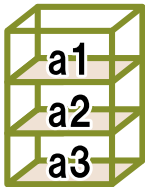
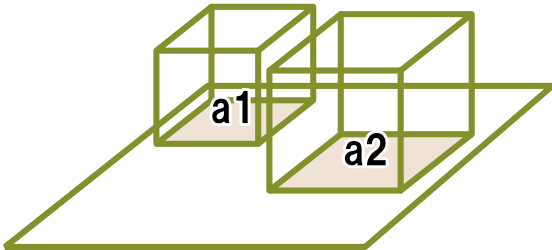
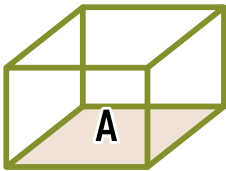
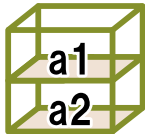
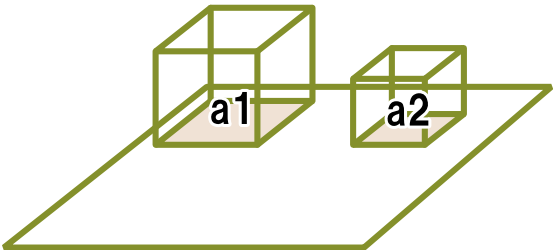
届出が必要な場合	届出が不要な場合
- 増築部分の高さが 13m 以上の場合は届出が必要になります。  $h < 13\text{m}$ - 増築した建築物の階数が 4 階以上の場合は届出が必要になります。  4階建以上	増築部分の高さが 13 未満かつ 3 階以下の場合は、届出は必要ありません。  $h < 13\text{m}$ 3階建以下  $h \geq 13\text{m}$

③ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

届出が必要な場合	届出が不要な場合
- 行為に係る部分の面積の合計が 10 m^2 を超える全ての変更について、届出が必要となります。 ※ 変更前と全く同じ色彩に塗りなおす場合も色彩の変更に該当し、届出が必要となります。  $A > 10\text{m}^2$  $a1+a2=A > 10\text{m}^2$	行為に係る部分の面積の合計が 10 m^2 未満の変更の場合、届出は必要ありません。  $A \leq 10\text{m}^2$  $a1+a2=A \leq 10\text{m}^2$

b. 建築物の延床面積が 500 m²を超えるもの

① 新築・移転

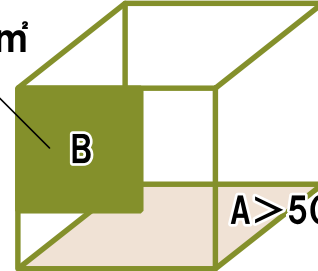
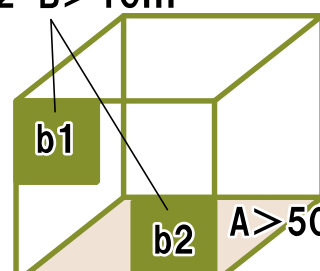
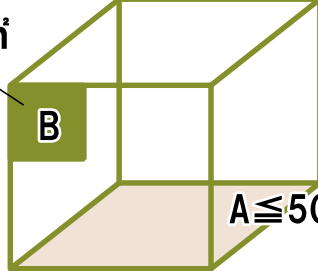
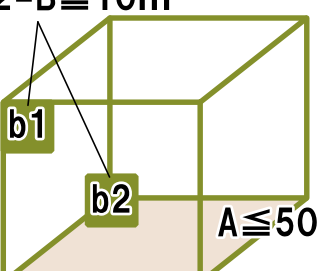
届出が必要な場合	届出が不要な場合
・建築物の延床面積が 500 m²を超える場合は届出が必要となります。  $A > 500\text{m}^2$  $a1 + a2 + a3 = A > 500\text{m}^2$ ・同一の敷地内において、分棟で新築する場合  $a1 + a2 = A > 500\text{m}^2$	・建築物の延床面積が 500 m²以下の場合、届出は必要ありません。  $A \leq 500\text{m}^2$  $a1 + a2 = A \leq 500\text{m}^2$ ・同一の敷地内において、分棟で新築する場合  $a1 + a2 = A \leq 500\text{m}^2$

※同一の敷地：土地利用上、一体として利用する敷地のこと。

② 増築・改築

届出が必要な場合	届出が不要な場合
・増築部分も含めた建築物の延床面積が、500 m²を超える場合、届出が必要となります。 $A+B>500\text{m}^2$ A:既存部 B:増築部 $a1+a2+b=A>500\text{m}^2$ a:既存部 b:増築部	・増築部分も含めた建築物の延床面積が 500 m²以下の場合、届出は必要ありません。 $A+B\leq 500\text{m}^2$ A:既存部 B:増築部 ・既存の建築物と同一の敷地内に、分棟で増築する場合は、既存の建築物の面積に関わらず、増築部分が 500 m²以下なら届出は必要ありません。 $B\leq 500\text{m}^2$ A:既存部 B:増築部

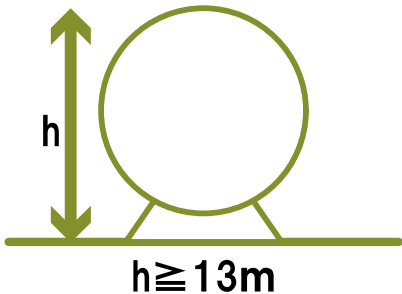
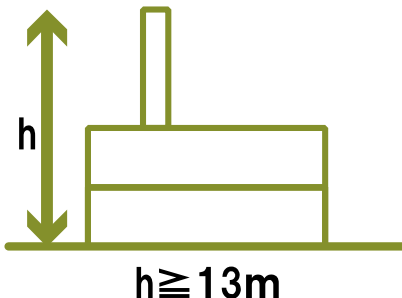
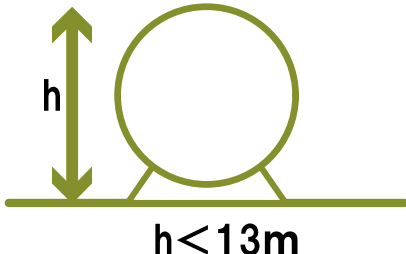
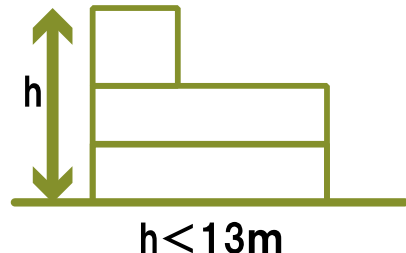
③ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

届出が必要な場合	届出が不要な場合
・行為に係る部分の面積の合計が 10 m^2 を超える全ての変更について、届出が必要となります。 ※変更前と全く同じ色彩に塗りなおす場合も色彩の変更に該当し、届出が必要となります。 $B > 10 \text{ m}^2$  $A > 500 \text{ m}^2$ $b1 + b2 = B > 10 \text{ m}^2$  $A > 500 \text{ m}^2$	・行為に係る部分の面積の合計が 10 m^2 未満の変更の場合、届出は必要ありません。 $B \leq 10 \text{ m}^2$  $A \leq 500 \text{ m}^2$ $b1 + b2 = B \leq 10 \text{ m}^2$  $A \leq 500 \text{ m}^2$

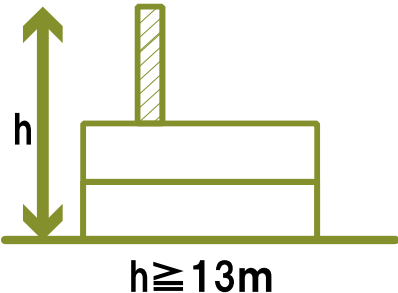
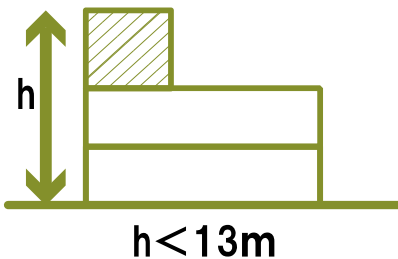
イ) 工作物

a. 高さ 13m以上

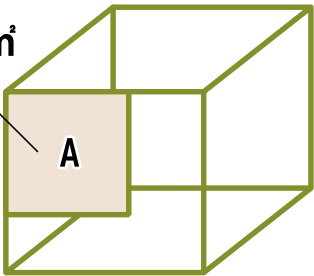
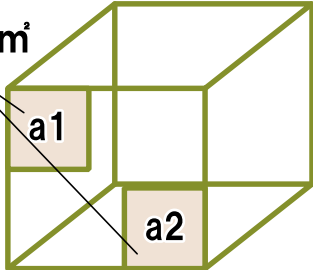
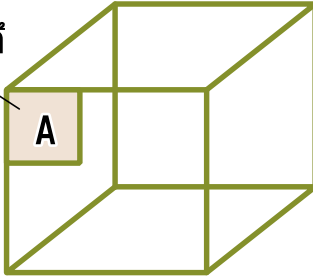
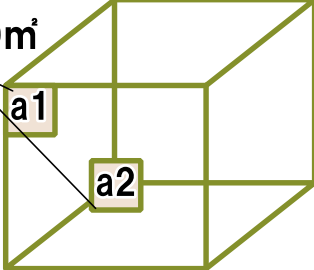
① 新設・移転

届出が必要な場合	届出が不要な場合
- 工作物の高さが 13m以上の場合は届出が必要となります。 ※建物の屋上に工作物を設ける場合は、建物の高さを含めた高さとなります。 ※建築物も景観計画に適合する必要があります。	- 工作物の高さが 13m未満の場合は、届出は必要ありません。 ・道路等公共の場から望見されるすべての面が屋外広告物の許可を受けている場合は、届出は必要ありません。
 $h \geq 13\text{m}$  $h \geq 13\text{m}$	 $h < 13\text{m}$  $h < 13\text{m}$

② 増築・改築

届出が必要な場合	届出が不要な場合
- 増築部分の高さが 13m以上の場合は届出が必要になります。 ※建物の屋上に工作物を設ける場合は、建物の高さを含めた高さとなります。	- 増築部分の高さが 13 未満の場合は、届出は必要ありません。 ・道路等公共の場から望見されるすべての面が屋外広告物の許可を受けている場合は、届出は必要ありません。
 $h \geq 13\text{m}$	 $h < 13\text{m}$

③ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

届出が必要な場合	届出が不要な場合
・行為に係る部分の面積の合計が 10 m^2 を超える全ての変更について、届出が必要となります。 ※変更前と全く同じ色彩に塗りなおす場合も色彩の変更に該当し、届出が必要となります。 $A > 10 \text{ m}^2$  $a1 + a2 = A > 10 \text{ m}^2$ 	・行為に係る部分の面積の合計が 10 m^2 未満の変更の場合、届出は必要ありません。 $A \leq 10 \text{ m}^2$  $a1 + a2 = A \leq 10 \text{ m}^2$ 

ウ) 開発行為

① 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

届出が必要な場合	届出が不要な場合
・開発区域面積が $1,000 \text{ m}^2$ を超える場合は、届出が必要となります。	・開発区域面積が $1,000 \text{ m}^2$ 以下の場合、届出は必要ありません。

3) 届出の対象から除外する行為

ただし、以下の行為については、届出対象から除外します。

- ① 通常 of 管理行為、輕易な行為等
- ② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ③ 景観重要公共施設の整備として行う行為
- ④ 景観重要公共施設内における占用の許可を受けて行う行為
- ⑤ 法令または他の条例に基づいて定められた区域内で行われる行為
- ⑥ 国・地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為

※詳細はP18 参照のこと

第3章 景観形成基準の解説

湖南省景観計画に定められている景観形成基準は、以下の項目ごとに設けられています。

		重点 地区	一般 地区
景観づくりの方針		P29	P68
1 建築物	1-1 建築物（建築物に付随する門および塀を除く。）の新築、増築または改築 1) 敷地内における位置 2) 形態 3) 意匠 4) 色彩 5) 素材 6) 敷地の緑化措置 7) 樹木等の保全措置	P31 P31 P33 P36 P38 P45 P46 P52	P71 P71 P72 P72 P73 P78 P78 P78
	1-2 建築物等の移転	P52	P79
	1-3 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え	P52	P79
	1-4 建築物等の外観の色彩の変更	P52	P79
2 工作物	2-1 垣、柵、塀（建築物に付随するものを含む）その他これらに類するものの新設、増築または改築 1) 垣、柵、塀（建築物に付随するものを含む）その他これらに類するものの新設、増築または改築 2) 門（建築物に付随するものを含む）の新築、増築または改築 3) 擁壁の新設、増築または改築	P53	P80
	2-2 汚水または廃水処理する施設の新設、増築または改築	P55	P81
	2-3 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路（その支持物を含む）の新設、増築または改築	P56	P82
	2-4 その他の工作物 1) 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリートづくりの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔、その他これらに類するもの、高架水槽の増築または改築 2) 彫像その他これらに類するものの新設、増築または改築 3) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築 4) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築	P57 P57 P59 P60 P61	P83 P83 P84 P85 P86
3 開発行為		P63	P87
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更		P63	
5 木竹の伐採		P65	
6 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		P66	

(1) 重点地区／野洲川及び国道1号バイパス周辺地区

景観づくりの方針

清々しい野洲川、のどかな田園、美しい山並みが
心に刻まれる景観づくり

- ・ 市域の中央部を琵琶湖に向かって流れ、水と緑の潤い豊かなオープンスペースである野洲川に市民が積極的に親しむことができる景観づくりを目指します。
- ・ 広域交通を担う国道1号バイパスを利用する人々に沿道の優良農地の広がり、南北の山並みの美しさと自然豊かな野洲川を印象付け、湖南市のイメージを高める景観づくりを目指します。
- ・ 建築物の建築および工作物の建設の際には、潤い豊かな優良農地の広がりや野洲川との調和に配慮した形態、色彩とします。
- ・ 野洲川を景観重要公共施設に位置づけ、管理者と連携して水辺に親しみやすい環境や美しい景観の創造と維持に努めます。
- ・ 国道1号バイパス沿道においては、屋外広告物の誘導を重点的に進めます。



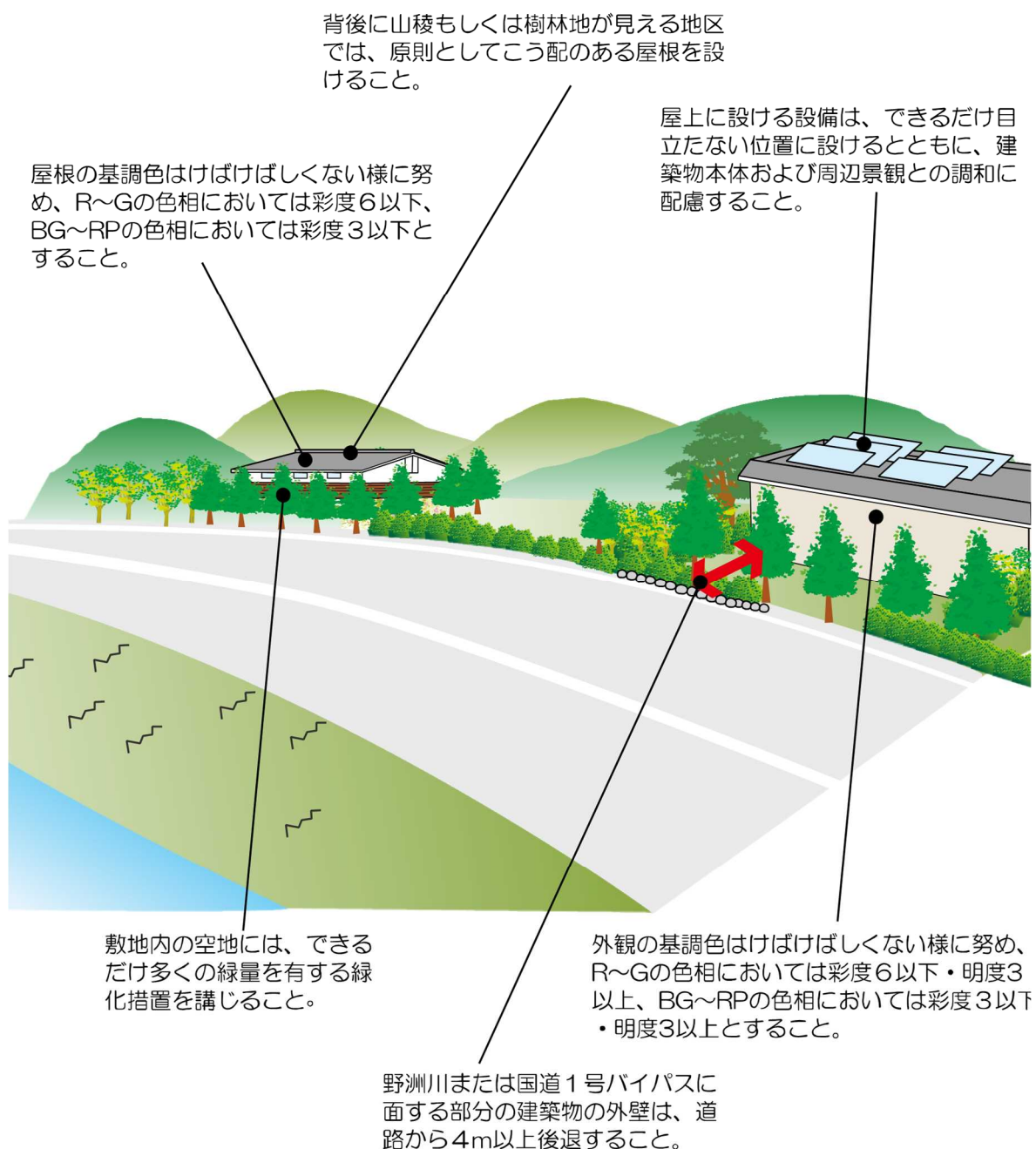
美観の維持や修景に込められた

市民の心意気が伝わる

温かみのある景観づくり

- ・ 野洲川の河川敷空間を利用した公園や堤防空間において、市民の積極的な参画による植樹や花壇づくり、美観維持活動などを通じて、潤い豊かで“ほっ”と心がやすらぐ景観づくりを目指します。
- ・ 山並みや農地など自然的景観を守ることと合わせ、新たに整備される市街地や交差点部などにおいて緑が豊かな潤いのある景観づくりを目指します。

景観のイメージ



1 建築物に関する行為

1-1 建築物（建築物に付随する門および塀を除く）の新築、増築または改築

1) 敷地内における位置

【基準】

- 原則として、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。
- 野洲川または国道1号バイパスに面する部分は、建築物の壁面を敷地境界線から4m以上後退することとします。
- 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置することとします。

■ 基本的な考え方

□ 敷地境界線からできるだけ多く後退する。

- ・ゆとりのある景観や周辺の風景との調和を図るため、建築物等の周囲に、できるだけ多くの空地を確保するような配置にしましょう。
- ・緑豊かな景観を形成するため、敷地内の空地には植栽を施しましょう。

□ 道路に威圧感および圧迫感を与えないよう、特に道路から後退する。

- ・道路景観にゆとりを持たせるため、威圧感および圧迫感を与えないよう道路から外壁を後退し緑化スペースを確保しましょう。



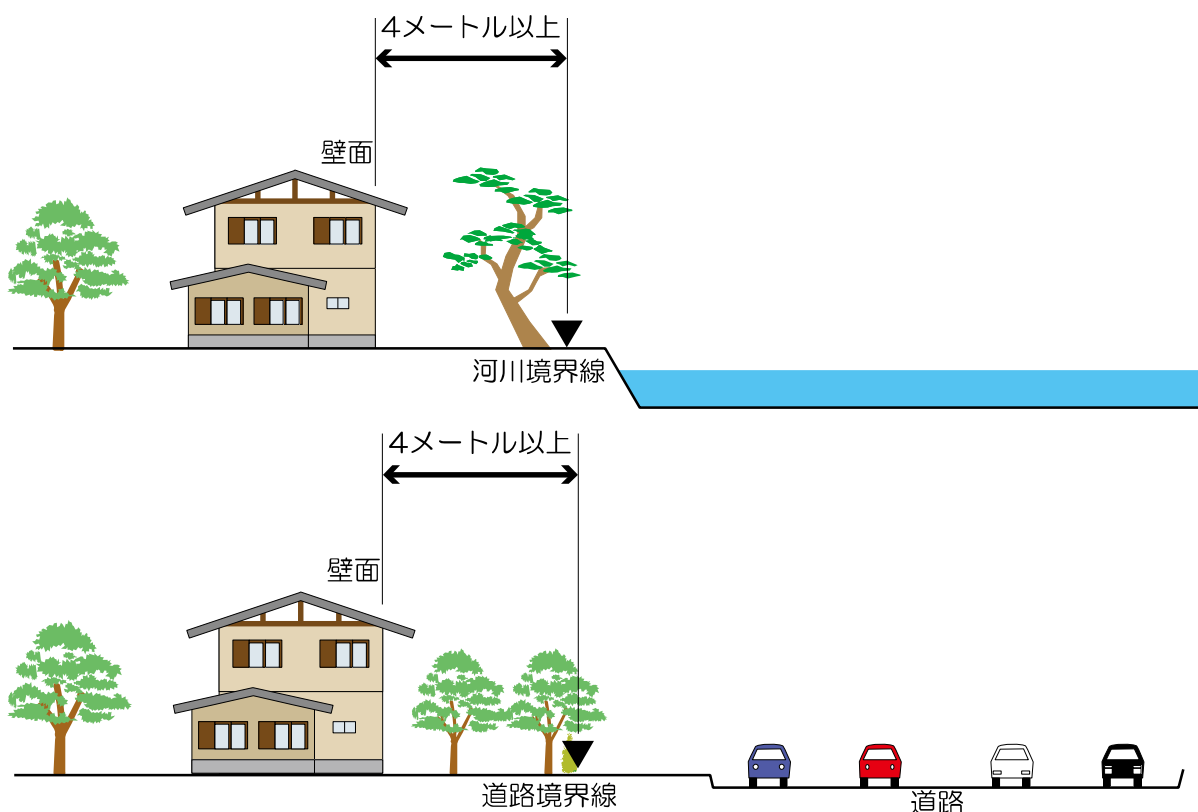
※ 街路幅員をD、沿道建物高さをHとしたときの両者の比 (D/H) は、街路空間における囲まれ感を表す指標となります。
 $D/H = 3 \sim 4$ 以上は囲まれ感はなく茫漠とした空間となります。 $D/H = 1 \sim 3$ はやや囲まれ感があり、特に大通りのような格の高い街路は $D/H = 1 \sim 2$ 程度がよいと言われています。 $D/H = 1 \sim 1.5$ 付近になると囲まれ感が生じます。 $D/H = 1$ 以下は非常に囲まれ感が強くなりますが裏通りや横丁等の賑わいや親密感を演出することができます。京都の町家のスケールは、 $D/H = 1.5$ 程度です。

(出典：街路の景観設計／土木学会編／技報堂出版)

- 野洲川に面する部分、国道 1 号バイパスに面する部分は、建築物の壁面を敷地境界線から 4m 以上後退すること。

- ・ ゆとりと潤いの河川の風景との調和を図るため、また、国道 1 号バイパスの良好な沿道景観を確保するため、建築物の壁面は野洲川や国道 1 号バイパス側の敷地境界線から 4 m 以上後退し、建築物等の周囲にはできるだけ多くの空地を確保するようにしましょう。
- ・ 緑豊かな景観を形成するため、敷地内の空地には植栽を施しましょう。

【敷地境界からの後退のイメージ】



- 釣合いよく配置する。

- ・ 建築しようとする建築物は、ゆとりとまとまりのある景観を形成するため、敷地内の既存建築物等の規模も併せて考えながら配置しましょう。
- ・ まちなみ全体の景観の向上を図るため、周囲の地形や建築物等の位置、形態、規模等にも配慮しましょう。



- 周辺の建築物の配置状況を勘案し、整然とした街路景観が形成できるよう配慮する

- ・ 建築物の外壁は、周辺の建築物との連続性に配慮するとともに、建築物等の威圧感や圧迫感を和らげるようできるだけ後退しましょう。

2) 形態

【基準】

- 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。
- 背後に山稜もしくは樹林地が見える地区では、これらと馴染むように勾配のある屋根を設けることとします。
- 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとし、これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を講じることとします。
- 屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とします。

■ 基本的な考え方

□ 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。

- ・ 一体性のある良好なまちなみ景観を形成するため、周辺の自然景観や既存の建築物等の形態のまとまりに配慮しましょう。
- ・ 一方で建築物が、あまりにも規格化されすぎると、まちなみに味わいがなくなるおそれがあるため、周辺景観との調和に配慮しつつ、ある程度の変化をもたせながら、既存建築物との連続性や統一感が感じられるようにしましょう。



□ 背後に山りょう若しくは樹林地が見える地区にあっては、原則として、こう配のある屋根を設ける。

- ・ 屋根はシルエットをつくる重要な要素であり、建物の個性を表現するだけでなく、周辺景観に大きな影響力を持ちます。建築物等の背景として見える樹林地や山りょうは、それ自体がこう配を持つ“輪郭”となっていることから、これらと馴染むようにこう配のある屋根を設けましょう。
- ・ こう配のある屋根の設置が必要のない地区についても、こう配のある屋根の設置やこう配のある屋根を模したパラペットの設置に努めましょう。

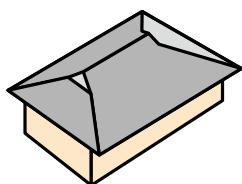


□ 原則として、こう配のある屋根を設けること。

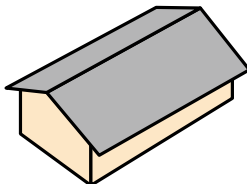
- ・屋根のこう配の基準は、原則 $2/10 \sim 7/10$ とし、 $4/10 \sim 5/10$ を推奨します。
- ・屋根のこう配が $3/10$ 以下または $6/10$ 以上の場合は変更をお願いすることがあります。
- ・こう配のある屋根には入母屋、切妻等の形態の屋根がありますが、片流れ屋根は入母屋、切妻等の設置の必要がある地区にふさわしくないため、招き屋根にする等の工夫が必要です。

【こう配のある屋根の形態】

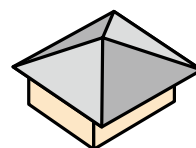
①入母屋屋根



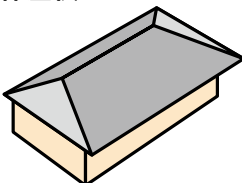
②切妻屋根



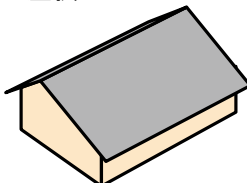
③方形屋根



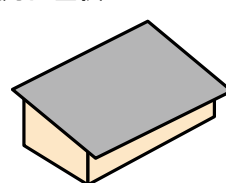
④寄棟屋根



⑤招き屋根



⑥片流れ屋根



□ 屋上等に設ける設備、屋上工作物は、建築物本体および周辺景観との調和やスカイラインに影響を与えないよう、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、すっきりした形態とすること。

- ・屋根の形状や色彩と異なるソーラーパネル（太陽光パネル）等は、景観を阻害する要因となります。また、高架水槽やクーリングタワーといった設備類は、規格品のものが多く、これら無機質な設備類は周辺の景観を大きく損なうおそれがあります。
- ・ソーラーパネル（太陽光パネル）等を設置する場合は、屋根の形状・色彩との一体感を確保するようにしましょう。やむを得ず屋根の形状や色彩と異なるソーラーパネル（太陽光パネル）等を設置する際は、勾配屋根を模したパラペット*を取り付けたり、屋上緑化やルーバーの設置により修景を施すなど、周辺の景観との調和に配慮しましょう。

※ パラペット：建物の屋上や吹抜廊下等の端の部分に立ち上げられた小壁や手すり壁。

【勾配屋根を模したパラペット等屋上に設ける設備の修景のイメージ】

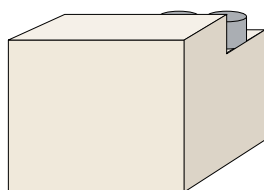


- ・屋上に設ける設備等は、周辺の景観への違和感を軽減させるとともに、スカイラインに影響を与えないよう、できるだけ望見されない位置に設けるとともに、意匠等に配慮できる構造のものとしましょう。
- ・屋上のスペースや設備類の規模、機能等から上記による配慮ができない場合は、目隠し措置やルーバー*等で遮へいしましょう。

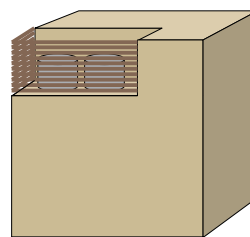
※ ルーバー：日除け、通風のために隙間を開けて羽根板等を水平に並べて取り付けしたもの。

- ・テレビアンテナも景観を阻害する要因ともなります。このため、できるだけ公共空間から直視できないような位置や高さに設置しましょう。

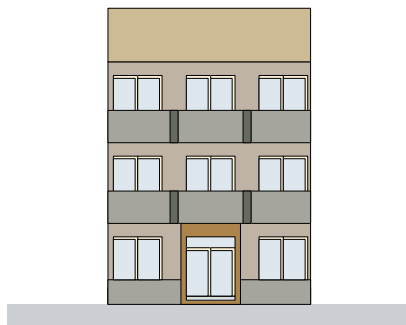
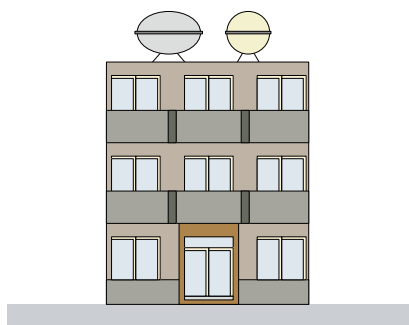
【屋上に設ける設備等の修景イメージ】



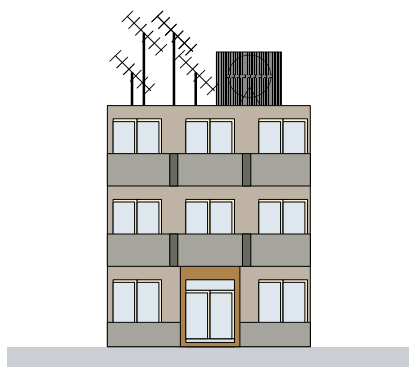
できるだけ望見されない位置に設ける



ルーバー等で遮へい



屋上全体のパラペットを上げる



- ・乱雑に林立したアンテナは構造の共有化を図る
- ・不調和な重量感のある形態は、すっきりとさせる
- ・設備、工作物はまとめて設置する

3) 意匠

【基準】

- 平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮したものとします。
- 屋根、壁面、開口部などの意匠に配慮し、威圧感、圧迫感を軽減するように努めることとします。
- 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とします。

■ 基本的な考え方

- ・ 建築物等の外観は、景観にとって最も重要な要素ともいえます。小さな建築物等であっても周辺との調和に配慮しましょう。

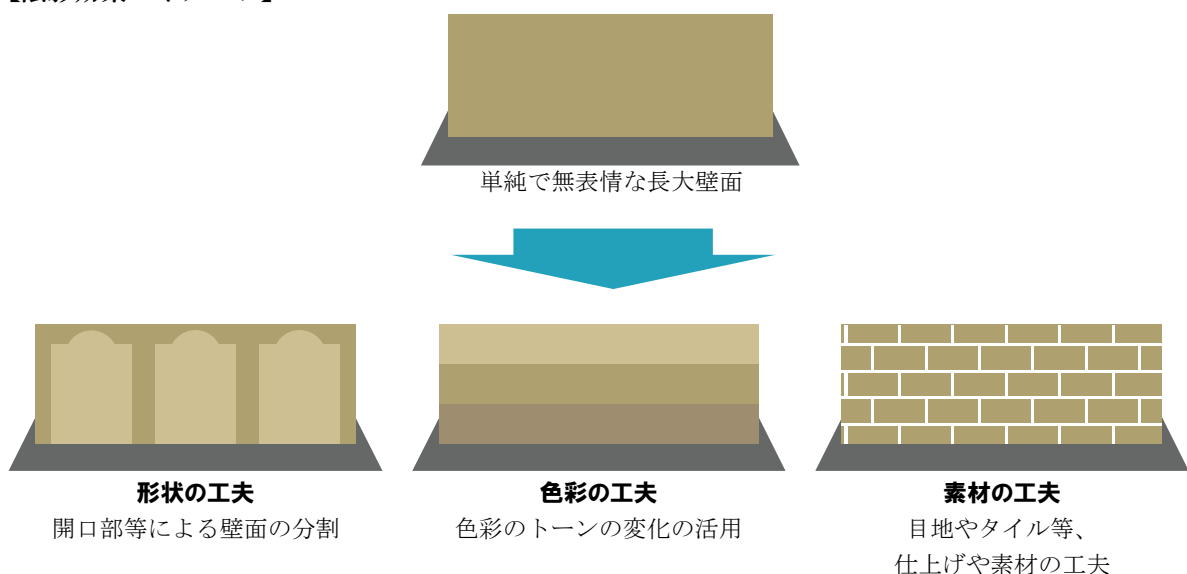
□ 平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮すること。

- ・ 建築物の大規模で平滑な壁面は、味気ない印象を与えます。
- ・ これを軽減させ、周辺環境との調和を図るため、表面上の形状や素材、色彩等により陰影効果を生じさせるようにしましょう。

□ 屋根、壁面、開口部などの意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努める。

- ・ 建築物の壁面や開口部は、周囲に威圧感や圧迫感を与えがちになります。
- ・ 建築物の意匠は周辺の自然景観や既存の建築物の形態や意匠に配慮しましょう。
- ・ 壁面は平滑・単調なものとならないよう、陰影効果も活用し、威圧感や圧迫感を軽減するようにしましょう。

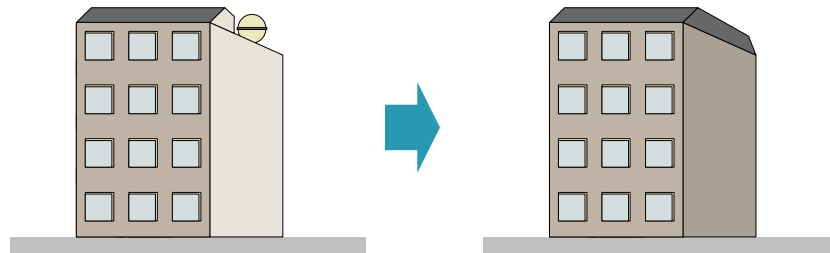
【陰影効果のイメージ】



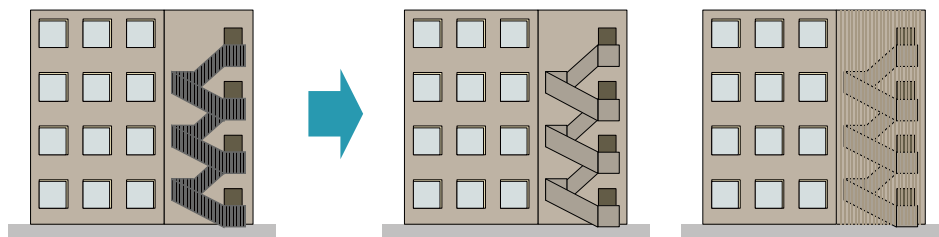
□ 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。

- ・建築物の意匠は、人目につきやすい道路に面する正面部分のみに工夫をこらし、側面や背面は防風や防雨等の機能性のみを重視しデザインに対する配慮がかけるものが多くみられます。
- ・大規模建築物はどの方向からもよく目立つことから、その側面や背面の意匠についても正面とバランスのとれた意匠となるよう、建築物全体としてのまとまりをもたせるようにしましょう。

【建築物全体のまとまりに配慮したイメージ】



正面の意匠のみに工夫をこらし、側面や背面の意匠に工夫のないものは、深みがなく味気ない景観となりがちです。
建築物の側面や背面の意匠についても、正面の意匠とのバランスをとり、まとまりを持たせます。



鉄骨を露出した屋外階段は避け、建物と一体的な意匠・色彩とします。
やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で覆います。

- ・外壁に附帯する室外機については、目隠しや建物の色に合わせた着色等による景観的な措置を講じることが望まれます。

4) 色彩

【基準】

- けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ることとします。
- 外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。

色相	彩度	明度
	上限値	下限値
0.1R~10G 赤・橙・黄・黄緑・緑系	6以下	3以上
0.1BG~10RP 青緑色・青・紫・赤紫系	3以下	3以上
無彩色	—	3以上

※色彩については、マンセル表色系（J I S Z 8 7 2 1）

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

- 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮することとします。
- 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮することとします。
- 屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとします。

■ 基本的な考え方

□ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とする。

- ・ “けばけばしい色彩” とは、色相自体にもその印象を与えるもの（例えば、むらさき、ピンク等）があり、また、彩度や明度が極端に高いものもこれに含まれます。
- ・ “けばけばしい色彩” は、周囲の景観に違和感を与え、突出して見える恐れがあるため、使用を避けましょう。
- ・ しっくい壁の白や屋根瓦のシルバークレー、格子に塗られたべんがらの色等、地域で伝統的に使われ、慣れ親しんだ慣例色を使うことを基本とします。
- ・ 明色を使用するときは“オフホワイト（色味を帯びた明色）”、暗色を使用するときは“カールドグレー（色味を帯びた暗い灰色）”等が望ましいと考えられます。



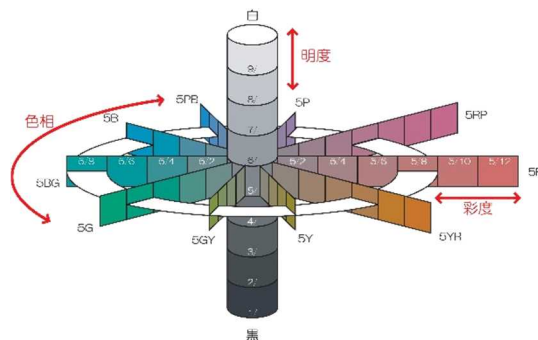
◇色彩とは

色彩は、色相（色あい）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の三要素からなっており、そのいずれかが変化することにより色彩が微妙に変わります。

これらの変化による色彩について、国際的な尺度である“マンセル表色系”を用いて表現することが多くなっていることから、本書でもこの“マンセル表色系”によって表現することとします。

＜色相・彩度・明度（色彩の三属性）について＞

- ・色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)等の色名によって特徴付けられます。当基準では、基本の5色にそれぞれの中間色（橙・黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)・赤紫(RP)を加え、10色相を基本とします。
- ・彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性といいます。
- ・マンセル値 5G 5/10（ごじーごのじゅう）は、色相 5G、明度 5、彩度 10 を表しています。

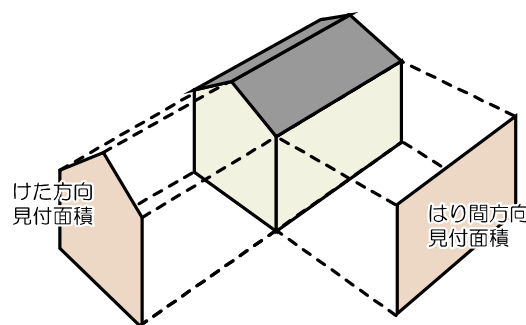


＜色調について＞

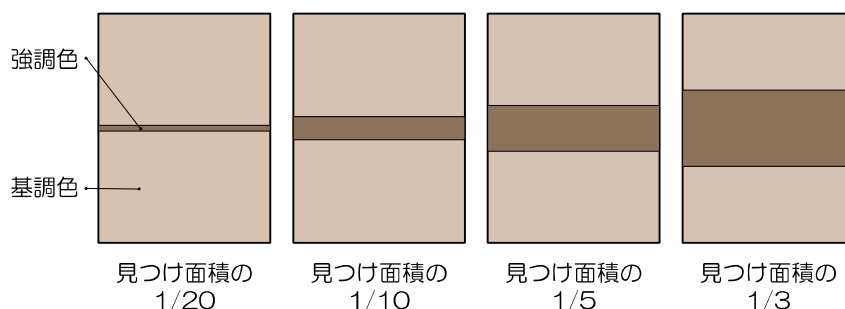
- ・色彩の三要素のうち、「明度」と「彩度」を組み合わせたものを「色調（トーン）」と言います。一般に、明度と彩度の組み合わせが似ている色彩は、色相が異なっても同じ印象を与えることができます。

□ 外観および屋根の基調色は、色相に応じて上限値と下限値を規定する。

- ・基準では、基調色について、彩度の上限値、明度の下限値を定めています。
- ・強調色として認める範囲は、5%（見つけ面積※の1/20）までとします。
- ・屋根の基調色は、彩度の上限値のみ適用することとします。
- ・屋根には日本瓦の黒、グレー、茶等を採用することを推奨します。



※ 見つけ面積：張間方向またはけた行き方向の鉛直投影面積のこと。



◇基調色の基準

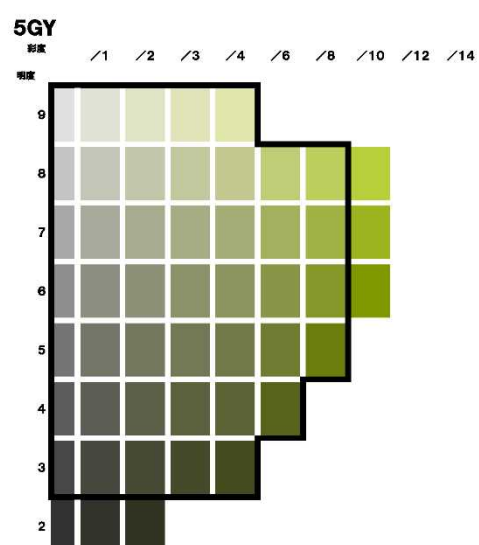
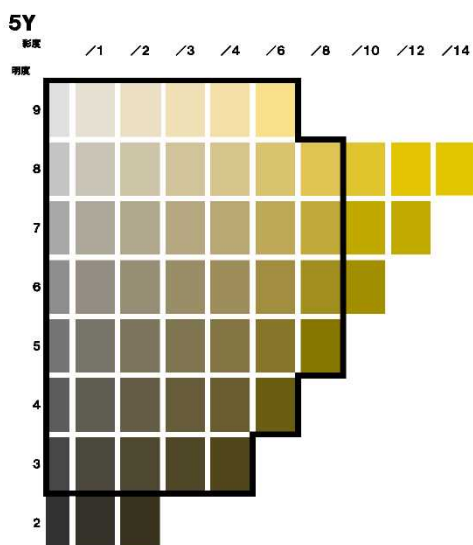
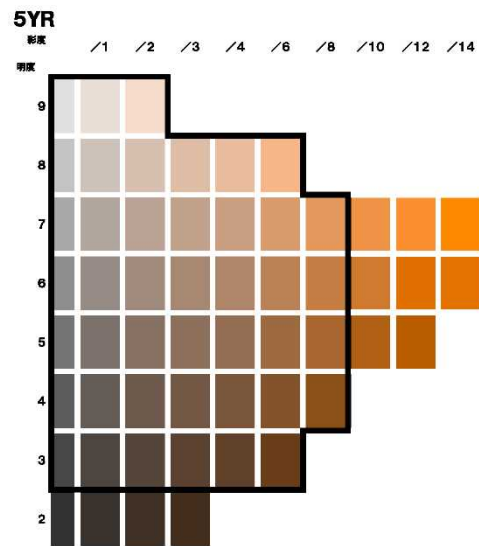
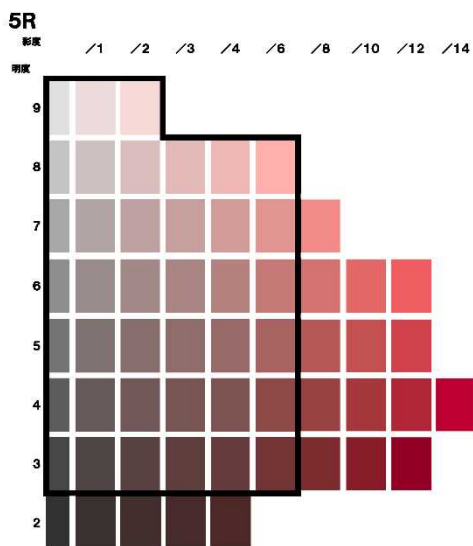
色彩の数は無限ともいえますが、ここでは参考として J I S（日本工業規格）に定められた基本色相（マンセルの主要 10 色相）における等色相面※を用いて、使用可能な色の範囲を示しています。黒枠内が建物などの外壁の使用可能範囲です。

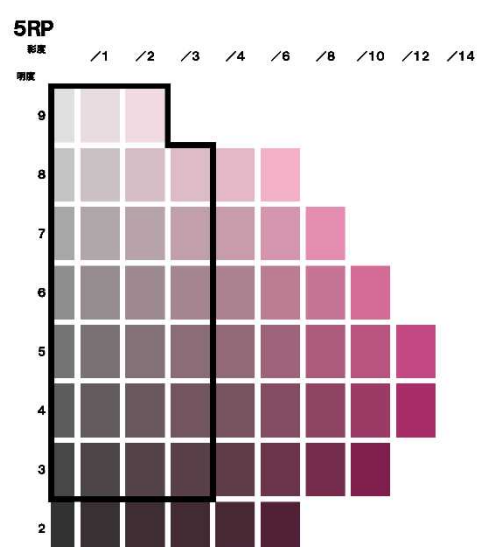
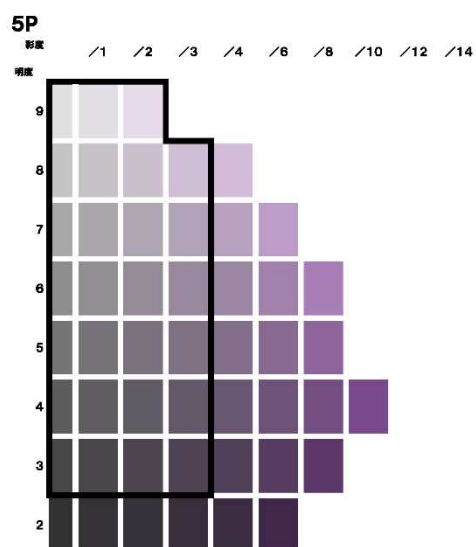
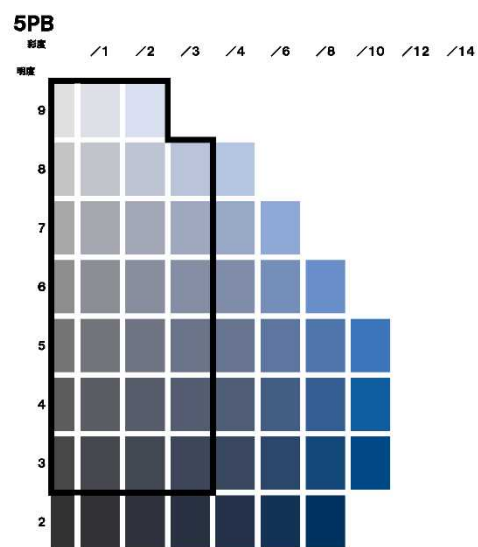
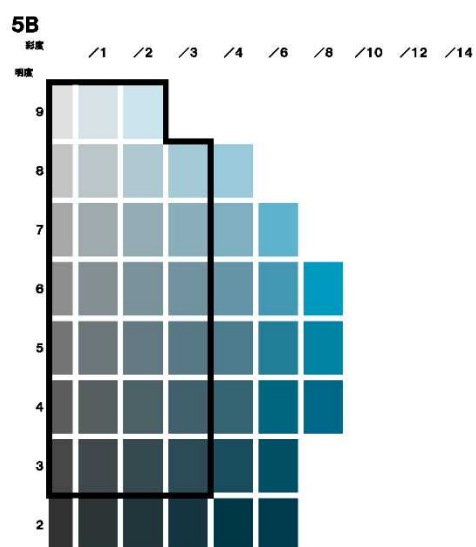
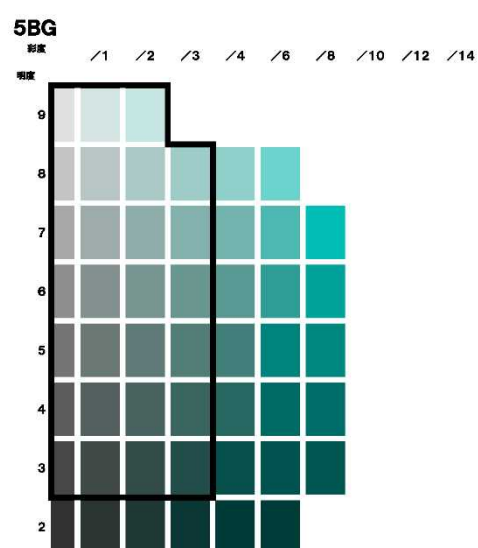
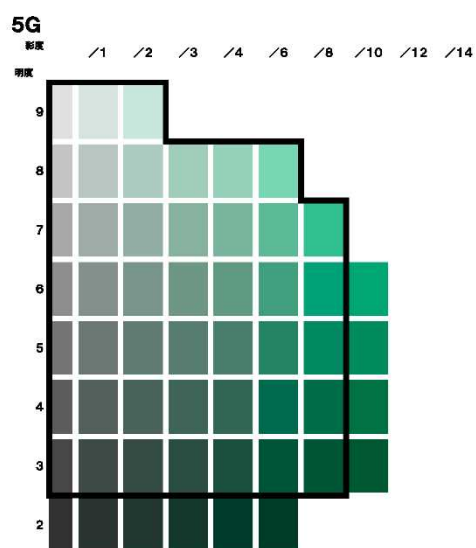
下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。

※ 等色相面：ある色相について、明度と、彩度の度合いを並べたもの。
縦軸を明度、横軸を彩度としており、最高彩度は色相によって異なります。
色相環で選ばれた純色は等色相面上で最も高い彩度となります。
黒から白にかけての色は無彩色（白、灰色、黒）です。無彩色以外が有彩色です。

参考：J I S 標準色票 光沢版 【第 8 版（JIS Z 8721 準拠）】

日本規格協会 JIS 色票委員会 監修／発行：（財）日本規格協会／製作：（財）日本色彩研究所

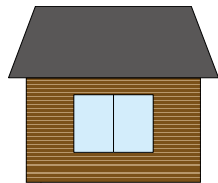




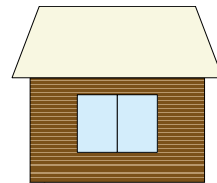
□ 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるように配慮すること。

- ・この基準は、個々の建築物において複数の色彩を使用する場合についての配慮すべき事項です。
- ・建築物の外観の色を検討するときには、面積や組み合わせを変えることで、印象が大きく変わることを考慮する必要があります。
- ・色彩計画を行う場合、これらの性質を十分把握し、まとまりと落ち着きが出るよう色の組み合わせを考える必要があります。
- ・特に、複数の色を使用する場合は、屋根と外壁および、外壁の基調色、副基調色、強調色のバランスや組み合わせについてよく検討することが必要です。
- ・例えば、屋根に明るい色を外壁に暗い色を使用した場合には、うわついた印象を与えることがあります。
- ・建築物相互においても、背後に明色の大きな建築物、その前に暗色の小さな建築物があるような場合は、小さな建築物はより小さく圧迫された印象を受けることがあるため、建築物の各部分の配色のみならず、周辺の全体的な色彩とのバランスも考慮することが望ましいと考えられます。
- ・また、色彩には、面積が大きくなると実際の色より明度、彩度が高く見えることがあることにも留意が必要です。

【屋根と外壁の色の組み合わせのイメージ】

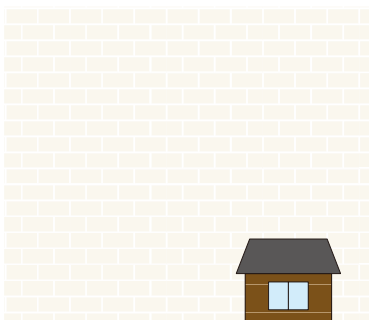


暗い壁と暗い屋根の場合

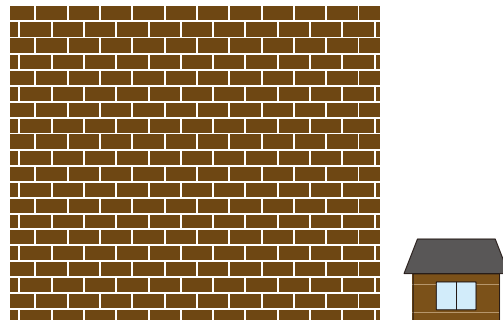


暗い壁と明るい色の屋根の場合

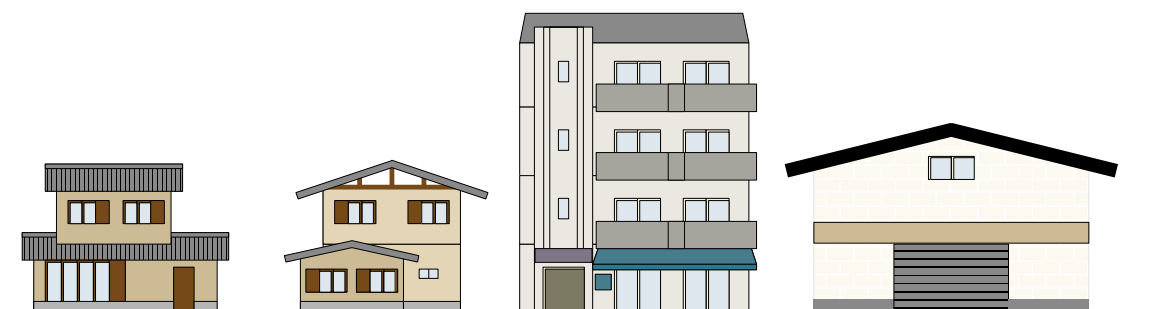
【背後に明色の大きな建築物があるイメージ】



【手前に暗色の大きな建築物があるイメージ】



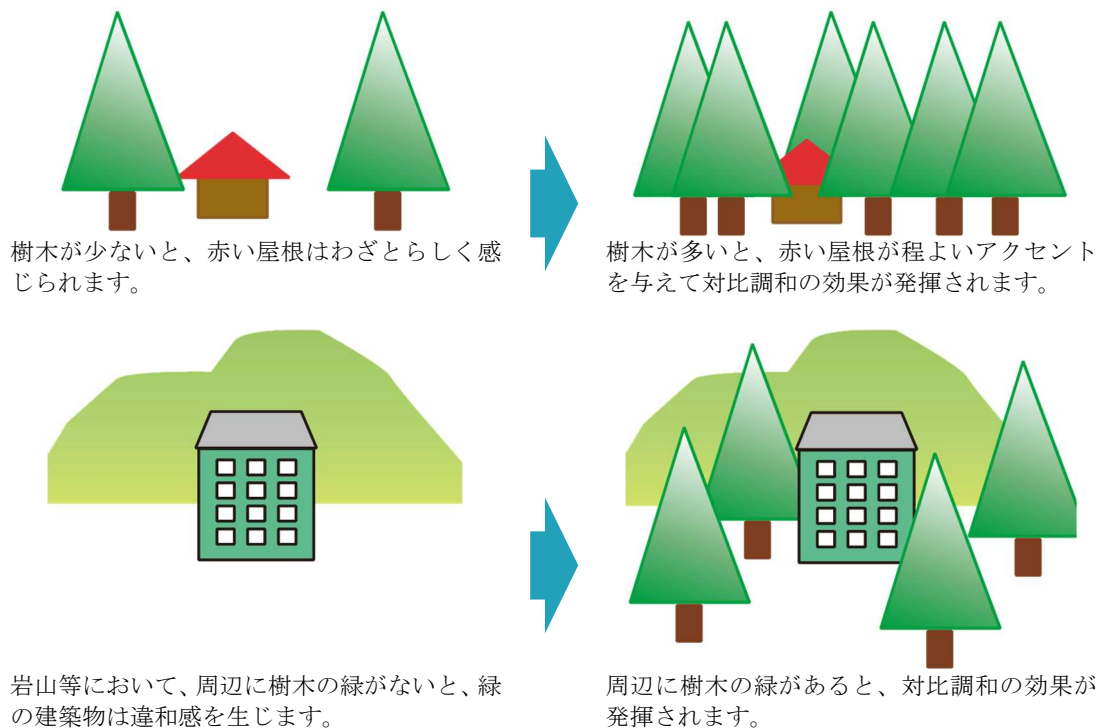
【落ち着いた色彩を基調色とした建築物のイメージ】



□ 対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう配慮すること。

- ・良好な景観形成を図る上で、対比調和を行う場合は、単に色相間の問題だけではなく背景となる色彩の色調（明度や彩度）や規模に大きく左右されるため、小規模な背景の場合には調和しないこともあります。
- ・したがって、対比調和は、大規模な背景のなかのアクセントと考えることが適切です。それにより、背景は一層ひきたちます。また、背景があるからこそアクセントになるという考えが必要です。
- ・岩山等（茶系色）において、緑や青の建築物を建てた場合、色相的には対比となりますが、周辺に樹木等の緑がない場合には違和感が生じることになります。

【対比調和のイメージ】



◇調和とは

色を組み合わせる方法には、大きく分けて「類似調和」と「対比調和」があります。

「類似調和」は、色相やトーンを一定の範囲にそろえることで、統一感のある印象を与えることができます。一方、「対比調和」は、周辺の色彩と色相、トーン等を差の激しいものとするすることで、強調した印象を与えることができます。

「基調色」は「類似調和」とし、周辺の色彩と調和するように配慮することが必要です。

類似調和



色相やトーンを一定の範囲にそろえることにより、調和したイメージが感じられます。

対比調和



地域のランドマークとなる建物について、対比調和を行うことにより、街並みにアクセントを与えることができます。

不調和

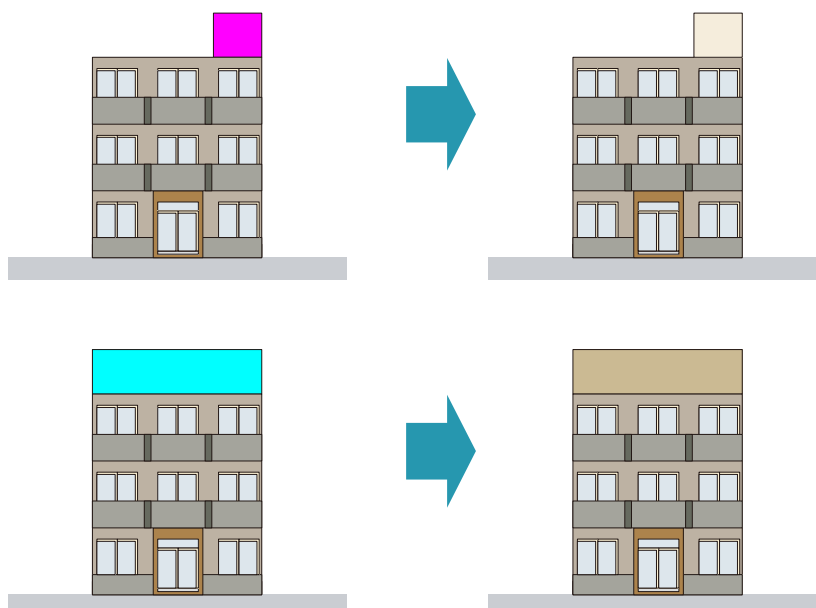


個々の建物が、目立とうとすると、街並みが雑然となります。

□ 屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとする。

- ・屋上工作物は、一体となったまとまりのある景観を形成するため、建築物本体や周辺景観との調和のとれる色彩としましょう。

【建築物本体との調和のイメージ】



5) 素材

【基準】

- 周辺景観になじみ、かつ長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用することとします。
- のどかな自然地または集落地にあっては、不調和かつ浮出した印象にならないよう、冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分に使用することは避けることとします。

■ 基本的な考え方

□ 周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用する。

- ・ 建築物の外装の素材はさまざまであり、その使用によって、重厚な印象、軽快な印象、暖かい印象、冷たい印象等を感じさせます。周辺地域の景観を構成する建築物等の色合いや背景となる自然の色彩・素材感との調和に十分配慮しましょう。
- ・ 外壁の素材を選択する場合には、周辺の景観印象に馴染むよう、可能な限り自然素材を使用し、周辺の景観に溶け込ませるようにしましょう。
- ・ 古くから用いられてきた木、竹、石、レンガ等の外装材は、周辺景観への調和を図りやすいだけでなく、時間とともに味わいが生じ、長い期間にわたって良好な、風格の景観の形成に寄与する素材といえます。
- ・ 建築物の規模や、部分によって自然素材等を使用することができない場合は、周辺の自然と人工物である建築物の一体感をもたせるため、建築物の周囲を緑化するようにしましょう。
- ・ 良好な景観を長期間にわたって維持していくためには、外装材は風雨や日照等の影響により腐食や退色等を起こさないものを用いましょう。
- ・ のどかな自然地や土壁や板壁、日本瓦や土、木といった柔らかさや暖かさを持つ素材が使用された集落地では、景観のまとまりをもたせるため、周辺の建築物等と異なる意匠や素材をできるだけ避け、周辺の建築物と同様の素材やそれらを模したものを使用するようにしましょう。

□ 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避ける。

- ・ 素材によっては、見る人に冷たさや柔らかさ等を感じさせるものがあります。
- ・ のどかな自然地や土壁や板壁、日本瓦や土、木といった柔らかさや暖かさを持つ素材が使用された集落地においては、周辺の自然地や集落地の落ち着いた景観印象を失わないよう、大部分にわたってアルミやステンレス、ガラスといった反射光や冷たさを感じさせる素材を使用することは避けましょう。



6) 敷地の緑化措置

【基準】

- 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこととします。
- 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じることとします。
- 大規模建築物にあっては、原則として、敷地の面積の20パーセント以上の敷地を緑化することとします。(ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内は除く、また都市計画法第12条4号第1項に規定する地区計画において別途緑化率が定められた場合はこの限りでない。)
- 野洲川または国道1号バイパスから後退してできる空地は、中高木および生垣、花壇・ガーデニングスペースを確保するなどの緑化に努め、緑豊かな風格ある沿道景観または河川と一体となった潤い豊かな景観を考慮した緑化措置を講じるとともに、道路等公共空間の利用の妨げとならないよう適切に管理することとします。
- 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。

■ 基本的な考え方

□ 建築物が周辺景観と融和し、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う。

- ・敷地内の緑は、まちなみに潤いを与えるとともに、都市環境を保全・改善するために重要な要素です。特に大規模建築物や駐車場の周囲に配された緑は、景観の阻害要素を遮へいするだけでなく、まちなみ景観の魅力を高める効果があるため、積極的に緑化を進めましょう。
- ・敷地内の緑により、建築物等が持つ個々の美しさがさらに引き立てられます。
- ・緑化は、原則として高木※¹の樹木を中心とし、建築物の人工的なエッジラインを緩衝させる位置に植栽するとともに、低木※²を適切に配置するように努めましょう。
- ・樹種については、敷地内の修景と併せて、周辺の景観との調和が得られるよう、建築物の高さやボリュームに見合う樹種を用いるとともに、季節による景観の変化に配慮した植栽を行いましょう。また、できるだけ、郷土種や周辺でよく用いられているものを使用しましょう。
- ・緑は、まとまりや連続性をもたせることで、生態系としての価値や、自然とのふれあいの質が高まります。周辺の緑の連続性やまとまり、生物多様性に配慮して緑化を進めましょう。

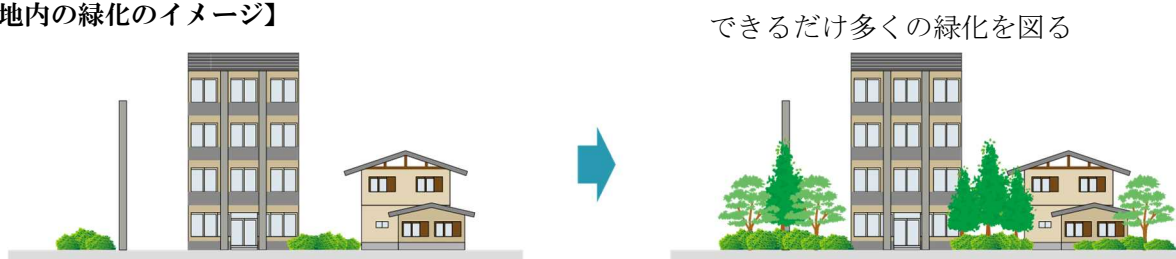
※1 高木：成木に達したときの高さが4メートル以上で、植栽時2メートル以上の樹木をいう。

※2 低木：高木以外の樹木をいう。

□ できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じる

- ・緑は建築物等を飾り、引き立たせ、また、それによって周辺の景観とのつながりを持たせるとともに人工物と人工物の間のクッションの役目を果たし、四季折々に変化することとあいまって景観に潤いを与えるものです。
- ・建築物等の敷地には、緑あふれる潤いのある風景を創っていくため、樹高、樹冠も含めてできるだけ多くの緑量を確保しましょう。
- ・技術開発が進む屋上緑化や壁面緑化なども検討するなど、周辺の景観との調和にも配慮しながら敷地全体にわたり積極的な緑化に努めましょう。

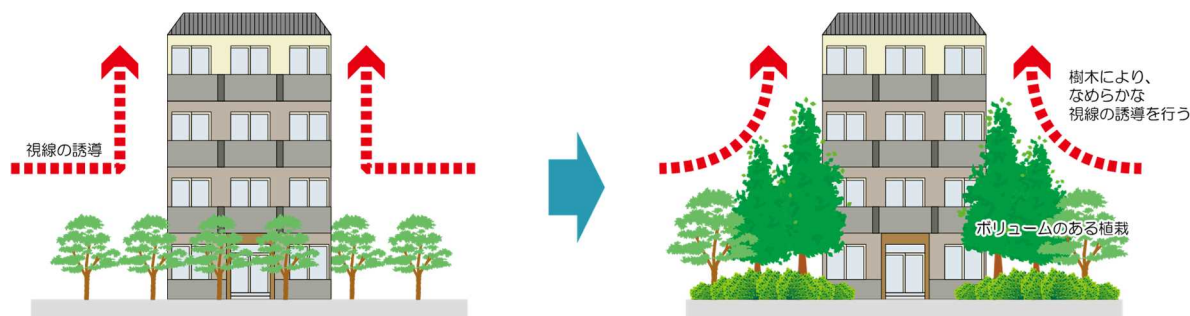
【敷地内の緑化のイメージ】



□ 建築物の高さを考慮した樹種および樹木とその植栽位置を考慮する。

- ・大規模な建築物等は、周囲が広大な田園のなかにあっては、平面的な広がりや建築物の立体的な伸びとの融和が得られず、突出感や威圧感を与えてしまいます。
- ・突出した印象を与える建築物については、視線誘導を滑らかにするため、その高さを考慮した高木を建築物の周囲に植栽するとともに、建築物から遠ざかるに従って低い樹木を植栽するようにしましょう。

【植栽の配置のイメージ】



□ 大規模建築物にあっては、敷地の 20 パーセント以上の敷地を緑化する。

- ・前面の道路を通過する際に潤いを感じられる景観づくりに寄与するため、道路に面する部分の緑化に努めましょう。
- ・敷地の 20 パーセント以上が緑化されていない場合、原則として不適合とします。
- ・ただし、別途、地区計画（都市計画法第 12 条の 4）により、緑化に関する基準が定められ、基準に基づく緑化措置が行われる場合を除きます。
- ・緑化面積は次に掲げるものの面積の合計とします。ただし、それぞれの面積が重複する場合はどちらか一方の面積を緑化面積とします。

なお、これらの緑化面積の中には、敷地面積（㎡）の 20 パーセントに 1/20 を乗じた値以上の本数の高木を含むものとします。

$$\text{敷地面積 (㎡)} \times 20/100 \times 1/20 = \text{その敷地に必要な高木植栽本数 (敷地面積 100 ㎡あたり 1 本)}$$

【緑化面積の算定基準】

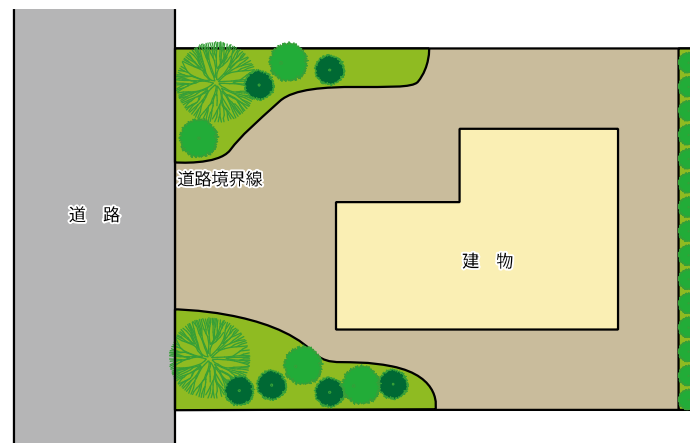
種類	定義	算定面積
①樹木 ※樹木毎の樹冠の水平投影面積の合計（一致する部分を除く）	高木（高さ 4m以上のもの）1 本につき	13.8 m ²
	中木（高さ 2.5m～4m未満のもの）1 本につき	8.0 m ²
	低木（高さ 1m～2.5 未満のもの）1 本につき	3.8 m ²
	低木（高さ 1m未満のもの）1 株につき	1.0 m ²
②生垣	公道に接する生垣の緑化面積	生垣の高さ×長さ
	公道以外に接する生垣の緑化面積	生垣の幅×長さ
③芝、その他の 地被植物	覆われている土地の面積	地表を覆った水平投影面積
④花壇、プランター	維持管理が十分に行われているもの	水平投影面積
⑤屋上緑化	維持管理が十分に行われているもの	水平投影面積
⑥壁面緑化	ツル性植物等に覆われている壁面	水平延長×1.0m 但し、傾斜した壁面では 水平投影面積
⑦その他	噴水、水流、池、滝、築山、彫像、灯籠、石組、飛石、日陰棚等の修景施設および透水性舗装緑のカーテン	水平投影面積

※樹木の高さは、それぞれの樹種の成木の高さを想定して判断します。

成木の高さは、「緑化樹木ガイドブック／財団法人 建設物価調査会」によるものとします。

※壁面緑化で補助資材を使う場合は、補助資材の面積を算定面積とします。

【敷地の20%以上の緑化のイメージ】

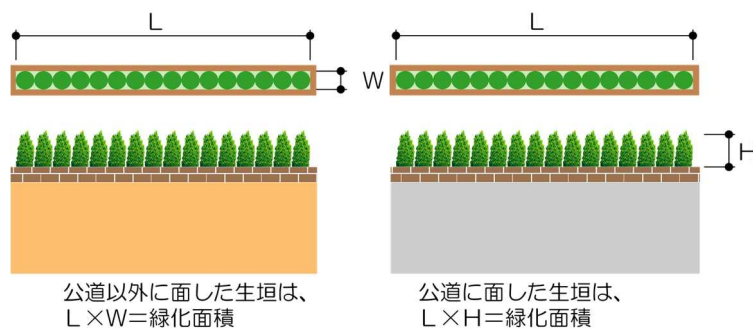


□ 敷地のうち、道路に面する部分の緑化に努めることとします。

- ・大規模建築物以外の建築物等については、一律に敷地の 20 パーセント以上を緑化することが困難な場合等も考えられることから、量に関する数値基準は設定しないこととします。
- ・前面の道路を通過する際に潤いを感じられる景観づくりに寄与するため、道路に面する部分の緑化に努めましょう。

<緑化面積の算定方法>

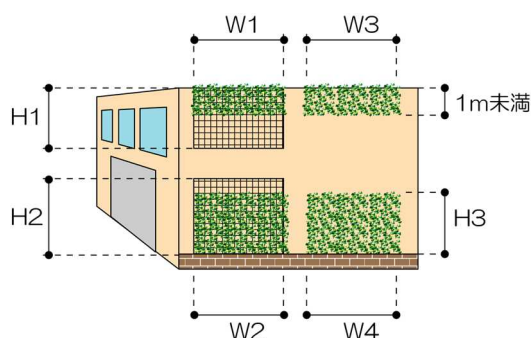
- 生垣は、原則としてその水平投影面積^{※1}。ただし公道に接するものについては、その立面積^{※2}を計上します。



※1 水平投影面積：上から見た面積

※2 立面積：横から見た面積

- 建築物の壁面（バルコニー、ベランダ等の外壁面を含む。）、擁壁、棚等を植物で覆う場合は、原則としてその垂直投影面積^{※3}を計上します。
 - a. 植物（つる性の植物に限らない）を支えるための補助資材を設置する場合は、その補助資材のある部分の面積とします。
 - b. 補助資材を用いないでつる性の植物を植栽する場合は、植栽部分の延長に1mを乗じた面積とします。植栽時における高さが1mを越える場合は、植栽部分の延長に植栽時の高さを乗じた面積とします。
 - c. a、bの場合以外では、植物のある部分を計上します。



補助資材を使用する場合

→ $W1 \times H1$ 、 $W2 \times H2$

補助資材を使用しない場合

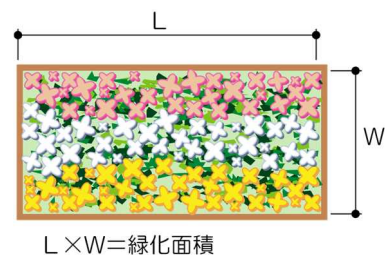
→ $W3 \times 1\text{m}$ （1m未満の場合）

→ $W4 \times H3$ （1mを超える場合）

※3 横から見た面積

- 花壇やプランターについては、草花等の植物が生育するための土壌、その他の資材で表面が覆われている部分で、維持管理が十分される見込みのものの水平投影面積を計上します。

※ つるもの等の登はん性植物と組み合わせたパーゴラ（藤棚等）については、その設備の水平投影面積とします。



- 緑化面積の算定時の注意

- ・ 緑化面積は、公道に接する場合の生垣をのぞき、水平投影面積とします。
- ・ 緑化面積に占める高木の割合は30%以上を標準とします。敷地条件等によりやむを得ない場合はこの限りではありません。
- ・ バルコニー、出窓等の下部（水平投影部分）の植栽については、緑化面積に算入しません。
- ・ つるものは低木として扱います。
- ・ 樹種が高木でも、低く刈り込んで使用する場合は低木として、また、生垣として使用する場合は生垣として扱います。
 - ・ 苗木床、野菜畑、温室・ビニールハウス等は植栽された土地とは見なしません。

□ 緑豊かな風格のある河川景観・沿道景観を考慮した緑化措置を講じる

- ・野洲川や国道1号バイパスに面した敷地内には、緑豊かな風格のある河川景観・沿道景観を形成するため、樹木を立体的に活用し、質の高い緑化に努めましょう。
- ・敷地内の道路に面する部分の緑化を充実したり、花壇・ガーデニングスペースを確保し、手入れをすることにより、前面の道路を通過する時に、緑の豊かさによる潤いや手入れする人の気遣い、温もりが感じられ“ほっ”とする景観の形成へとつながります。
- ・前面の道路を通る際に、どのように感じられるかも意識しながら、道路側に生垣・花壇・ガーデニングスペースを設けるなど、緑化の充実に努めるとともに、定期的な管理・手入れを行いましょう。

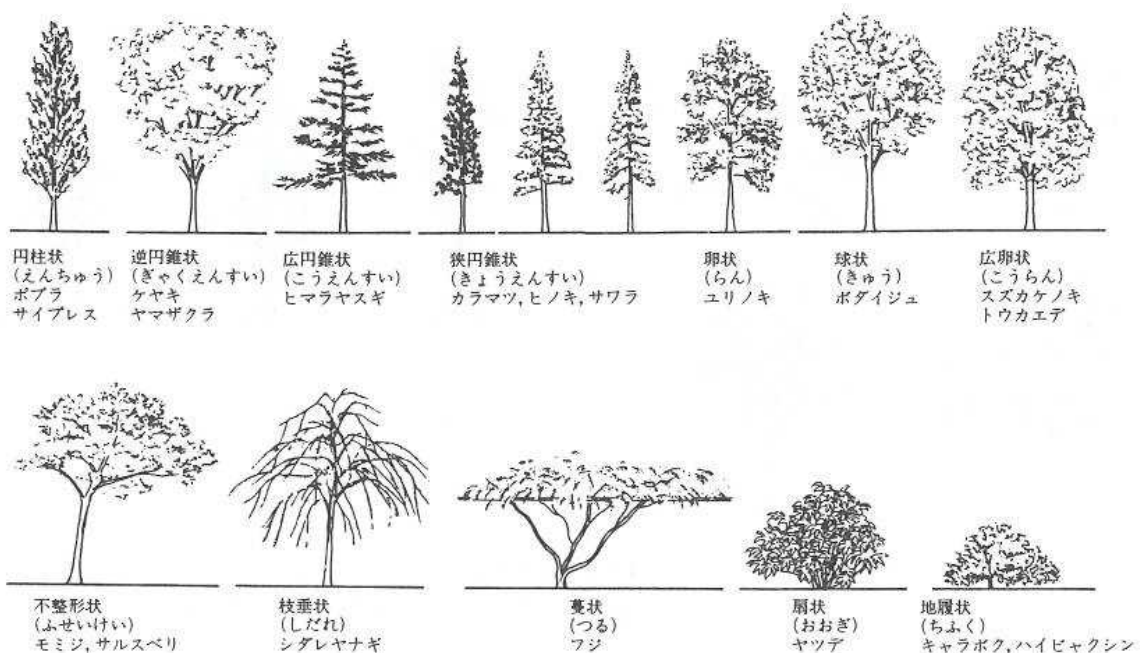
□ 植栽に当たっては、周辺環境との調和が得られる樹種とする。

- ・樹木は、気候条件や土壌条件によって成育が左右されるものであり、これらに適合しなければ成長しないばかりか枯死する場合もあり、植栽地の気象条件や土壌条件を十分考慮して樹種を選定する必要があります。
- ・樹種を選定に当たっては、その地域の自然条件に最も適した植物が一般に長年にわたり安定的に成育し、その地域の景観を特色づけているものであるため、植栽計画に当たっては、建設地の周囲を十分調査し、その地域の自然植生^{※1}を目安とした樹種を採用し、外来種^{※2}の採用はできるだけ避けましょう。
- ・バランスのとれた植栽を行うため、それぞれの樹木の樹型（円筒型、円錐型、球型、円蓋型、卵型、盃型等）、樹高、樹性（陰陽性、耐寒性、移植難易度等）を十分考慮しましょう。
- ・樹木を選定の際は、参考資料の樹種を参考にしてください。

※1 自然植生：その地域の土地の環境の下に、古くから成立している植生のこと。

※2 外来種：もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。

【樹形（樹冠）の基本形】



出典：造園施行管理技術編（監修／国土交通省都市局公園緑地課）

<生垣の効果>

生垣は、その形状や樹種の選択により、①景観構成の強調や背景としての効果等のほか、②境界の表示、③侵入防止、④微気候調節（通風・日照の調節）、⑤遮へい、⑥植栽の保温等の機能を果たすことができます。スクリーンの美しさ、景観へのなじみの良さは他の物に代えがたいものであることから、効果的に利用できるよう工夫します。

<生垣の種類>

外 垣	庭や建物の周囲を囲み、境界として、あるいは遮へいの機能を持たせるために作られるもので、高さ 1.5～2.0 メートルの生垣。
高（生）垣	境界や遮へいの機能を持つためのものであるが、高さが 3.0～5.0 メートル位で、主に防火、防風用に利用される。 地上から 2.0 メートル位は下枝を払い、その上は、竹や丸太で四つ目状あるいは網状に組んで生長枝を誘引して生垣とする。
境 界 垣	花壇や芝生地、菜園等を囲む輪郭や区画用に作られる。高さは 0.3～1.0 メートル位の低い生垣。
蔓 物 垣	蔓性の植物を、金網柵や竹垣、木製の垣や柵等にかませた生垣。
混 ぜ 垣	刈り込みのできる樹種あるいは落葉、常緑の樹種を混植して作る垣。

出典：造園施行管理技術編（監修／国土交通省都市局公園緑地課）

<生垣に使用する樹種の条件>

1. その土地の自然条件に適していること
2. 萌芽力が旺盛で刈り込みに耐えること
3. 枝葉が密で下枝が枯れにくいこと
4. 病虫害等に強いこと
5. 移植、手入れが容易なこと 等

<生垣に使用する主な樹木>

高 生 垣	常緑：シラカシ・アラカシ・モチノキ・サワラ・ヒマラヤスギ等
日 陰 地	常緑：シラカシ・アラカシ・サンコジュ・サザンカ・ヤブツバキ・ レッドロビン（セイヨウカナメモチ）・ネズミモチ・ヒイラギモクセイ・ イヌツゲ等
花 木	常緑：キンモクセイ・サザンカ・ヤブツバキ等 落葉：ドウダンツツジ等
新 緑	常緑：ベニカナメモチ・レッドロビン（セイヨウカナメモチ）
針 葉 樹	常緑：カイヅカイブキ・サワラ・イヌマキ等
狭い場所	常緑：ナリヒラダケ・ヤダケ等

出典：環境・景観デザイン百科（彰国社編）

7) 樹木等の保全措置

【基準】

- 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。

■ 基本的な考え方

□ 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残す。

- ・敷地内に生育する樹林等は、その地域の景観の向上に重要な役割を果たしています。
- ・やむを得ず伐採を行う場合は、周辺景観への影響に配慮し、必要最小限にとどめましょう。

□ 敷地内に生育する樹姿または樹勢が優れた樹木を修景に生かす。

- ・敷地内における樹木の樹姿・樹勢が特に優れたものは、できるかぎり修景に生かせるよう建築物等の配置に配慮しましょう。優れた樹木の保存が難しい場合は、事前に移植の適否を調査し、できるかぎり周辺に移植し、樹勢の回復に努めましょう。

1-2 建築物等の移転

【基準】

- それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置および敷地の緑化措置の基準によることとします。

■ 基本的な考え方

参照：	P 31	1	建築物の新築、増築または改築	1) 敷地内における位置
	P 46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置

1-3 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え

【基準】

- それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準によることとします。

■ 基本的な考え方

参照：	P 36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P 45	1	建築物の新築、増築または改築	5) 素材

1-4 建築物等の外観の色彩の変更

【基準】

- それぞれ該当する建築物等の色彩の基準によることとします。

■ 基本的な考え方

参照：	P 38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
-----	------	---	----------------	-------

2 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

2-1 垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの

1) 垣、柵、塀（建築物に付随するものを含む）その他これらに類するものの新設、増築または改築

【基準】

- 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。
- 道路または河川に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）によることとします。
- 建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠をすることとします。
- けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとします。

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P 36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P 38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
	P 45	1	建築物の新築、増築または改築	5) 素材

2) 門（建築物に付随するものを含む）の新築、増築または改築

【基準】

- 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ちついた色彩とします。

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P 36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P 38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩

3) 擁壁の新設、増築または改築

【基準】

- 道路または河川に面して設ける場合は、できるだけ低いものとします。
- できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模したものをを用いることとします。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じることとします。

■ 基本的な考え方

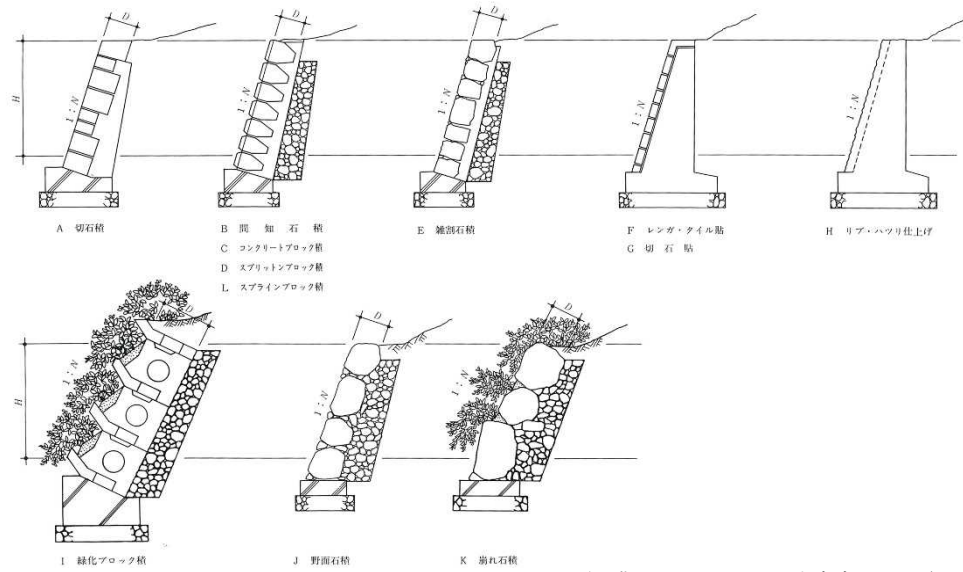
参照：	P 33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P 36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P 45	1	建築物の新築、増築または改築	5) 素材
	P 46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置

<目の高さと土止壁>

目の高さと土止壁



<擁壁の種類>



(出典：ランドスケープデザイン2／理工図書)

2-2 汚水または廃水処理する施設の新設、増築または改築

【基準】

- 道路側の敷地境界線または河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。
- 原則として、野洲川または国道1号バイパスに面する部分は、敷地境界線から4メートル以上後退することとします。
- 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめることとします。
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内に有る場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮する事とします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。
- 平滑な大断面が生じないように、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすることとします。
- けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとします。
- 外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。

色相	彩度	明度
	上限値	下限値
0.1R~10G 赤・橙・黄・黄緑・緑系	6以下	3以上
0.1BG~10RP 青緑色・青・紫・赤紫系	3以下	3以上
無彩色	—	3以上

※色彩については、マンセル表色系（JIS Z 8721）

※漆喰、ペンがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

- 外周部の緑化を図り、施設を敷地外から容易に望見できないようにすることとします。
- 常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ることとします。
- 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ることとし、野洲川または国道1号バイパスに面する敷地境界線から後退してできる空地には、特に緑化に努めることとします。
- 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。

■ 基本的な考え方

参照：	P31	1	建築物の新築、増築または改築	1) 敷地内における位置
	P33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
	P46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
	P52	1	建築物の新築、増築または改築	7) 樹木等の保全措置

2-3 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路（その支持物を含む）の新設、増築または改築

【基準】

- 鉄塔は、原則として新設しないこととします。やむを得ず新設する場合は、道路または河川からできるだけ後退して設けることとします。
- 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たないように配置することとします。
- 形態の簡素化を図ることとします。
- 色彩は、原則として地域の特性に応じた落ち着いた色彩の景観色※を用いるものとし、周辺景観との調和を図ることとします。

※景観色とは、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省）」で推奨されている、一般的な我が国の街並みや自然等で基調となっている YR 系を中心とした色彩。

基本とする色の名称	標準マンセル値
ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0/1.0 程度
グレーベージュ〔薄灰茶色〕	10YR 6.0/1.0 程度
ダークグレー〔濃灰色〕	10YR 3.0/0.2 程度

- 鉄塔の基部周辺は、出来るだけ修景緑化を図ることとします。

■ 基本的な考え方

- ・本市の景観の特徴であるやまなみの尾根線の美しいシルエットに配慮し、送電鉄塔は、山りょうの近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い位置としましょう。ただし、横断するものについてはその限りではありません。
- ・形態を簡素化する等、送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう配慮しましょう。
- ・色彩は、周辺との調和に配慮した落ち着いた景観色とし、季節による周辺の色の変化を考慮して色調を決めましょう。
- ・鉄塔等のフレーム状の形態をもつ工作物の色彩は、原則としてこげ茶色としましょう。



2-4 その他の工作物

- 1) 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリートづくりの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔、その他これらに類するもの、高架水槽の増築または改築

【基準】

- 道路側の敷地境界線または河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。
- 原則として、野洲川または国道1号バイパスに面する部分は、敷地境界線から4メートル以上後退することとします。
- 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。
- 工作物にありがちな異様な印象を柔らげるため、できるだけすっきりとした形態および意匠とします。
- 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ることとします。
- 外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。

色相	彩度	明度
	上限値	下限値
0.1R~10G 赤・橙・黄・黄緑・緑系	6以下	3以上
0.1BG~10RP 青緑色・青・紫・赤紫系	3以下	3以上
無彩色	—	3以上

※色彩については、マンセル表色系（JIS Z 8721）

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

- アンテナ、鉄筋コンクリートづくりの柱、鉄柱その他これらに類するものの色彩は、原則として地域の特性に応じた落ち着いた色彩の景観色※を用いるものとし、周辺景観との調和を図ることとします。

※景観色とは、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省）」で推奨されている、一般的な我が国の街並みや自然等で基調となっている YR 系を中心とした色彩。

基本とする色の名称	標準マンセル値
ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0/1.0 程度
グレーベージュ〔薄灰茶色〕	10YR 6.0/1.0 程度
ダークグレー〔濃灰色〕	10YR 3.0/0.2 程度

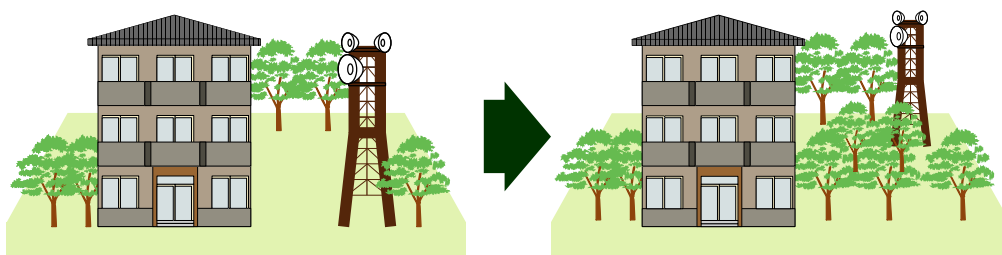
- 工作物が周囲に与える威圧感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。
- 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ることとし、野洲川または国道1号バイパスに面する敷地境界線から後退してできる空地には、特に緑化に努めることとします。
- 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。

■ 基本的な考え方

参照：	P 31	1	建築物の新築、増築または改築	1) 敷地内における位置
	P 33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P 36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P 38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
	P 46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
	P 52	1	建築物の新築、増築または改築	7) 樹木等の保全措置

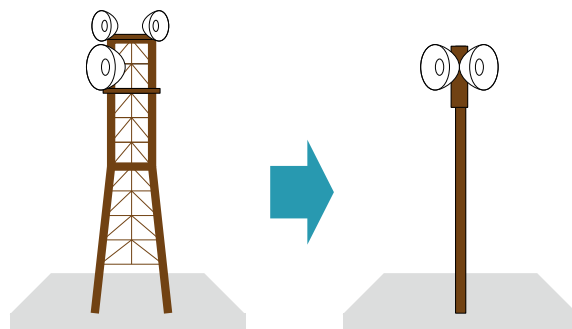
□ 周辺に与える威圧感および突出感の軽減

- ・ 工作物等は周辺の景観に威圧感や突出感を与えることがないように、できる限り敷地境界線から後退しましょう。
- ・ 特に道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り大きく後退し、工作物等の威圧感や突出感を軽減するだけでなく、ゆったりとした道路景観の形成に配慮しましょう。
- ・ また、同一敷地内に複数の工作物等が設置される場合は、なるべく1箇所にとまとめ、すっきりとした景観となるよう配慮しましょう。



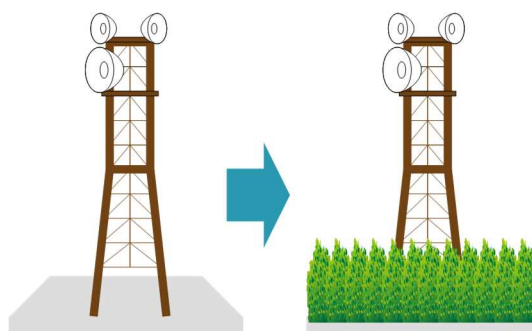
□ できるだけすっきりとした形態および意匠とする。

- ・ 工作物の形態・意匠については、周辺景観との調和が得られるよう、機能と構造強度を考慮したうえで、構造体そのものをスマートなデザインとしたり、ルーバーの取り付け等の景観的措置を講じ、すっきりとした印象となるよう配慮しましょう。

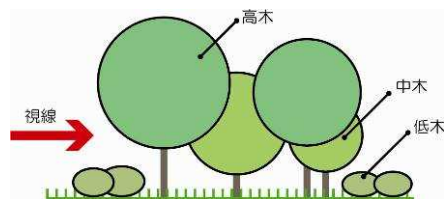


□ 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図る。

- ・ これらの施設は、周辺景観に与える影響を和らげるため、できる限り遮へいに努めるとともに、中高木を用いた積極的な修景緑化を行いましょう。
中高木による緑化が難しい場合は、生垣等による修景に努めましょう。



＜遮へいを主体とする樹林の垂直構成＞



出典：造園施行管理技術編
(監修／国土交通省都市局公園緑地課)

＜植栽密度および間隔例＞

用途	樹高	植栽間隔
目隠し植栽	H=3~4m	1本／m程度
	H=5~6m	0.5本／m程度
園内の並木等		4~5m程度

出典：環境・景観デザイン百科（彰国社編）

2) 彫像その他これらに類するものの新設、増築または改築

【基準】

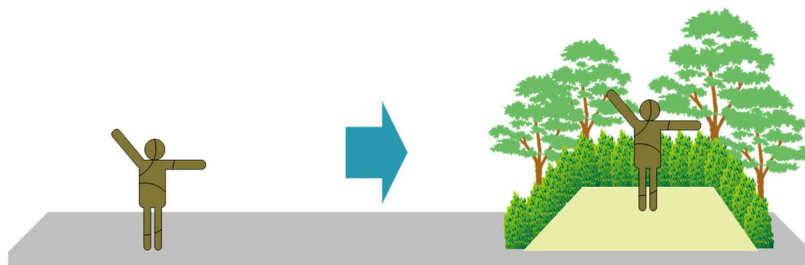
- 原則として、野洲川または国道1号バイパスに面する部分は、敷地境界線から4メートル以上後退することとします。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の環境との調和が図れるもの等にあつては、この限りではありません。
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。
- 原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこととします。これにより難しい場合は、道路または河川から容易に望見できないよう遮へい措置を講じることとします。ただし、芸術的作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りではありません。
- 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ることとし、野洲川または国道1号バイパスに面する敷地境界線から後退してできる空地には、特に緑化に努めることとします。
- 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P 36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P 38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
	P 46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置

・彫像やモニュメント等は、景観を楽しく豊かにする要素であり、まちの楽しさを高める要素になります。効果的に使うことで、より豊かな景観を創出することができます。

・彫像やモニュメント等の形態・意匠・色彩は、原則として地域の景観になじみ、その景観を引き立たせるようなものとしましょう。



・原則として地域の景観を阻害するけばけばしい色彩のものは避けましょう。

・やむを得ず特異なものを設ける場合は、道路から容易に望見できない位置に設けるか、敷地外周部に遮へい措置を講じましょう。ただし周辺の景観を引き立たせ、地域の良好なシンボルとなると認められる場合や、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置するものは除きます。

- ・彫像等を引き立たせるとともに、周辺景観との調和を図るため、積極的に敷地内を緑化しましょう。特に道路から後退してできる空地は、緑化に努めましょう。

3) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築

【基準】

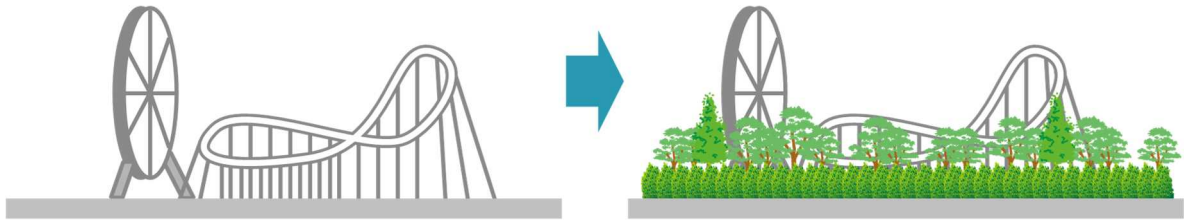
- 道路側の敷地境界線または河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。
- 原則として、野洲川または国道1号バイパスに面する部分は、敷地境界線から4メートル以上後退することとします。
- 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断しできるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。
- 敷地面積が1.0ヘクタール以上であるものにあつては、原則としてその敷地の20パーセント以上を緑化することとします。(ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内は除く。また都市計画法第12条4号第1項に規定する地区計画において別途緑化率が定められた場合はこの限りでない。)
- 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行い、道路等公共空間の利用の妨げとならないよう適切に管理することとします。
- 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ることとし、野洲川または国道1号バイパスに面する敷地境界線から後退してできる空地には、特に緑化に努めることとします。
- 植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。

■ 基本的な考え方

参照：	P31	1	建築物の新築、増築または改築	1) 敷地内における位置
	P46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
	P52	1	建築物の新築、増築または改築	7) 樹木等の保全措置

□ 周辺景観との緩衝帯となる植栽を行う。

- ・これらの施設は、周辺景観に与える影響を和らげるため、できる限り遮へいに努めるとともに、積極的な修景緑化を行いましょう。
- ・観覧車等眺望を目的とした施設や相当の高さを有する施設等、遮へいが不可能な施設の場合は、施設外周部にボリュームのある緑化措置を講じることで、周辺の景観からの突出感を緩和しましょう。
- ・遊園地等においては、施設の用途上、さまざまな種類の樹木が植栽されることが予想されますが、敷地境界線に面した部分については、特に自然植生に配慮したものをいましょう。



4) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これに類する製造施設

石油、ガス、L P G、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築

【基準】

- 周辺に与える威圧感および突出感を軽減し、かつ修景緑化を図るための空地を確保するため、道路側の敷地境界線または河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。
- 原則として、野洲川または国道1号バイパスに面する部分は、敷地境界線から4メートル以上後退することとします。
- 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。
- できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすることとします。
- 色彩は、けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとします。
- 外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。

色相	彩度	明度
	上限値	下限値
0.1R~10G 赤・橙・黄・黄緑・緑系	6以下	3以上
0.1BG~10RP 青緑色・青・紫・赤紫系	3以下	3以上
無彩色	—	3以上

※色彩については、マンセル表色系（J I S Z 8 7 2 1）

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

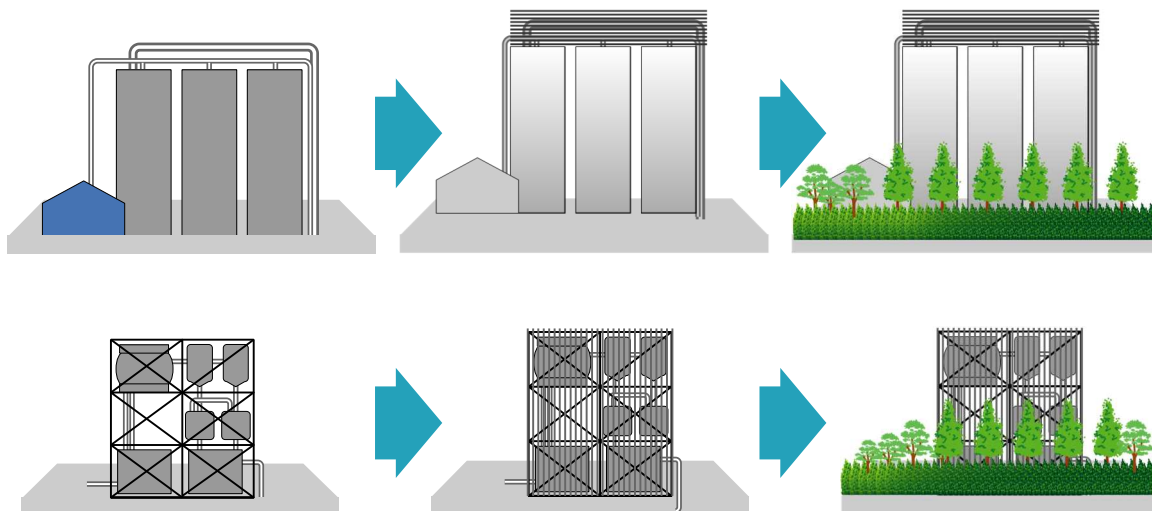
- 敷地面積が1.0ヘクタール以上であるものにあつては、原則としてその敷地の20パーセント以上を緑化することとします。（ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内は除く。また、都市計画法第12条4号第1項に規定する地区計画において別途緑化率が定められた場合は、この限りでない。）
- 常緑の中高木を主体とする樹木により施設の規模に応じた修景緑化を図ることとします。
- 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ることとし、野洲川または国道1号バイパスに面する敷地境界線から後退してできる空地には、特に緑化に努めることとします。
- 植栽は自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。

■ 基本的な考え方

参照：	P 31	1	建築物の新築、増築または改築	1) 敷地内における位置
	P 36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P 38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
	P 46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
	P 52	1	建築物の新築、増築または改築	7) 樹木等の保全措置

□ 壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくする。

- ・これらの工作物の形態・意匠については、周辺景観との調和が得られるよう、機能と構造強度を考慮したうえで、構造体そのものをスマートなデザインとしたり、ルーバーの取り付け等の景観的措置を講じ、すっきりとした印象となるよう配慮しましょう。



3 開発行為

4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

1) 開発行為・土地の開墾その他土地の形質の変更

【基準】

- 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林がある場合は、できるだけ保全することとします。
- 造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとします。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとします。
- のり面が生じる場合にあっては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じることとします。
- 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、道路または河川から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じることとします。
- 広場、運動場その他これらに類するものを設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるときは、敷地面積の20パーセント以上の敷地を緑化することとします。（ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内は除く）

2) 土石の採取または鉱物の採掘

【基準】

- 道路または河川からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じることとします。特に、野洲川または国道1号に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じることとします。
- 跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じることとします。

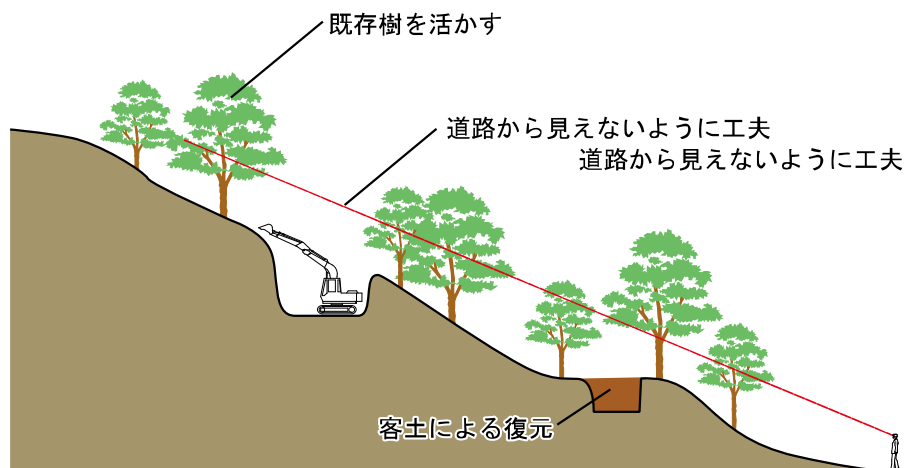
■ 基本的な考え方

参照：	P33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
	P52	1	建築物の新築、増築または改築	7) 樹木等の保全措置

□ 造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽*によるものとする

- ・景観や環境への影響を考慮し、造成等に係る切土および盛土の量はなるべく少なくしよう。
- ・のり面が生じる場合は、視覚的につながりを持たせ、一体となった景観形成ができるよう、整正は土羽（コンクリート等で保護していない土の部分）とし、土羽の部分は、芝張り等により積極的に緑化しましょう。
- ・土質等により、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限に抑えるとともに、原則として石材等の自然素材を用いた構造物としましょう。やむを得ず自然素材とできない場合は、これを模したものを利用しましょう。

※土羽：盛土工事におけるのり面、または仕上げたのり面。



□ のり面が生じる場合にあっては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じる。

- ・ のり面が生じる場合は、景観や環境に馴染むよう、積極的に植栽を行い、緑化に努めましょう。

< のり面こう配と樹木の関係（こう配ごとの植栽可能な樹木の目安） >

こう配	断面パターン	植栽可能樹木
1 : 1.5 (66.6%) (33° 40′)		地被 芝
1 : 1.8 (55%) (29° 3′)		地被 低木
1 : 3.0 (33.3%) (18° 30′)		地被 低木 中木
1 : 4.0 (25%) (14° 00′)		地被・低木 中木・高木

出典：造園施行管理技術編（監修／国土交通省都市局公園緑地課）

5 木竹の伐採

【基準】

- 伐採は、できるだけ小規模にとどめることとします。
- 道路または河川から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。
- 高さ 10 メートル以上または枝張り 10 メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しないこととします
- 伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部※への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じることとします。

■ 基本的な考え方

参照： P52 1 建築物の新築、増築または改築 7) 樹木等の保全措置

□ 伐採は、できるだけ小規模にとどめる。

- ・樹木は、景観形成を図るうえで重要な要素であり、長い年月をかけて育まれた、地域の重要な資源・財産ともいえます。
- ・木竹の伐採は、周辺の景観に与える影響が大きいこと、また樹木の成長に年月がかかることから、なるべく小規模にとどめるようにしましょう。
- ・高さや樹冠幅が 10 メートルを超える大きな樹木、一団となって生育する樹林については、原則として伐採しないようにしましょう。
- ・やむを得ず伐採する場合は、景観だけでなく、生態的な連続性に配慮し、その周辺の環境を良好に維持できるよう、林縁部へ低・中木の植栽を行ったり、けもの道等の生物の移動路を確保する等、必要な代替措置を講じましょう。

<開発による自然環境への影響を緩和する手法（ミチゲーション）>

ミチゲーションの方法を検討する順序としては、まず自然環境への影響をできる限り「回避」、「最小化」することを考えます。その上でやむを得ず損なわれる環境については「矯正」、「軽減」による対応を考えます。「代償」は最後の手段です。

回避	特定の行為あるいはその一部を行わないことにより、影響全体を回避する。
最小化	行為とその実施において、程度と規模を制限することにより、影響を最小化する。
矯正	影響を受けた環境を修復、回復、または改善することにより、影響を矯正する。
軽減	保護・保全活動を行うことにより、事業期間中の影響を軽減・除去する。
代償	代替の資源や環境で置換、あるいはこれらを提供することにより、影響を代償する。

(出典：土木ミニ知識 Vol. 83 February 1998／(社)土木学会)

※林縁部：林と道路や田んぼ等無立木地との接する場所。

6 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

【基準】

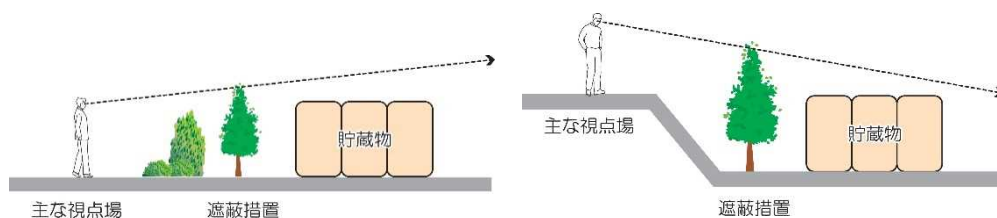
- 原則として、野洲川または国道1号バイパスに面する側の敷地境界線から4メートル以上後退することとします。
- 遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとします。
- 事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じることとします。特に、野洲川または国道1号バイパスに面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じることとします。
- 農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすることとします。
- 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととし、やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断しできるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。
- 植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。

■ 基本的な考え方

参照：	P31	1	建築物の新築、増築または改築	1) 敷地内における位置
	P33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
	P52	1	建築物の新築、増築または改築	7) 樹木等の保全措置

□ 外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じる。

- ・遮へい措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、遮へい措置の効果を考慮して、できる限り抑えます。周辺の地形や視点場の位置に合わせ、効果的な遮へい措置を講じましょう。
- ・樹木を用いて遮へいする場合は、堆積物の規模に合わせた樹種とするとともに、常緑の中高木をとり入れた修景緑化により1年を通して修景の効果が上がるよう、樹種の選定に配慮しましょう。
- ・田園の稲架のように地域の風景を特徴づける農林水産物や、人に見せるための商品の展示場等の集積・貯蔵を行う場合は、その目的等に配慮しながら整然と集積または貯蔵し、必要に応じて修景緑化等を行いましょう。



7 水面の埋め立てまたは干拓

【基準】

- 護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮することとします。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等、生物の生息環境に配慮したものとしします。
- 埋め立てまたは干拓後の土地(のり面を含む。)にあっては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な措置を講じることとします。

■ 基本的な考え方

参照： P33	1 建築物の新築、増築または改築	2) 形態
---------	------------------	-------

(2) 一般地区（重点地区を除く湖南省全域）

景観づくりの方針

1) 山地・丘陵地ゾーン

- ・本市を縁取る阿星山系や岩根山系の山並みは、田園景観や市街地景観の背景となる市民共有の眺望景観の対象として適切な保全と管理に取り組みます。
- ・市街地や既存の集落地域、一団の住宅地などの周辺にある身近な樹林地は、地域住民の身近な緑の景観資源として保全に取り組みとともに、憩い・レクリエーション・スポーツの場づくりなど、地域の実情を踏まえた有効活用を促します。
- ・本市の中央を流れる雄大な野洲川や市街地景観などを眺望できる阿星山系や岩根山系は、眺望景観の重要な視点場として、環境整備を進めます。
- ・建築物の建築および工作物の建設の際には、山並みの稜線、自然観景観との調和に配慮した形態、色彩とします。



2) 田園景観ゾーン（農地、農村集落）

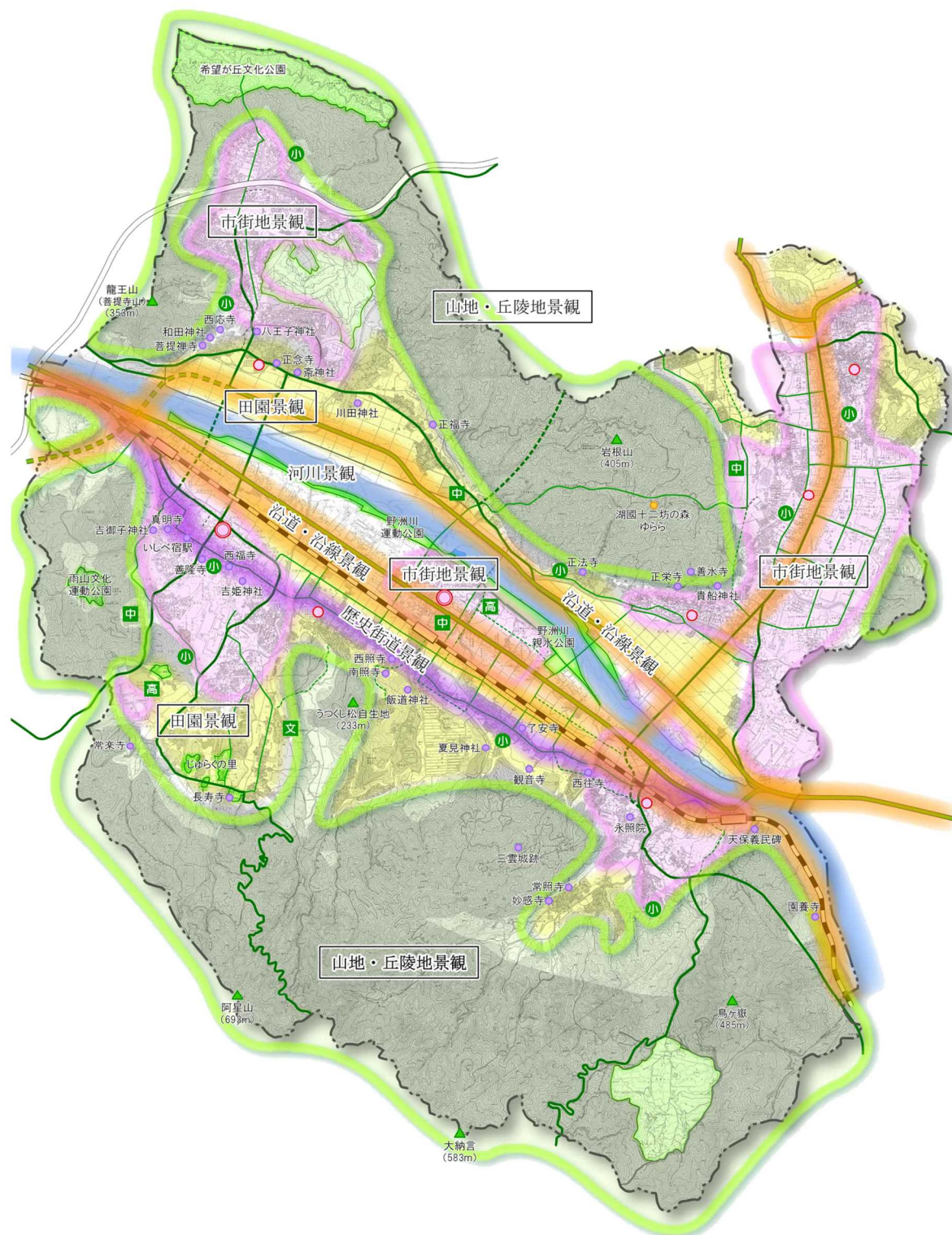
- ・J R草津線沿線などに広がる一団の優良農地は、無秩序な土地利用を規制し、優れた田園景観を保全します。
- ・農地や樹林地と一体となって固有の景観を形成する集落地域は、心が落ち着きあたたかみを感じるふるさとの景観づくりを進めます。
- ・建築物の建築および工作物の建設の際には、優良農地の広がりや集落らしい家並みとの調和に配慮した形態、色彩とします。



3) 市街地景観ゾーン

- ・J R駅周辺は、本市の都市拠点にふさわしい市街地景観の形成に向けて、活力やにぎわいの中に安らぎが感じられる景観づくりを先導的に進めます。
- ・計画的な市街地整備を推進する地区においては、周辺と調和し、統一感のある魅力的な景観づくりを戦略的に進めます。
- ・湖南工業団地や国道1号沿道の大規模工場が集積する地区では、周囲への影響に配慮した緑豊かな景観づくりを適切に誘導します。
- ・住宅地においては、身近な景観づくりへの意識や行動を育み、緑豊かで市民が『住んで良かった』と思えるあたたかい景観づくりを進めます。
- ・建築物の建築および工作物の建設の際には、うるおいや豊かさを感じる景観形成への積極的な貢献を意識し、敷地を緑化するとともに、周辺の土地利用との調和に配慮した形態、色彩とします。

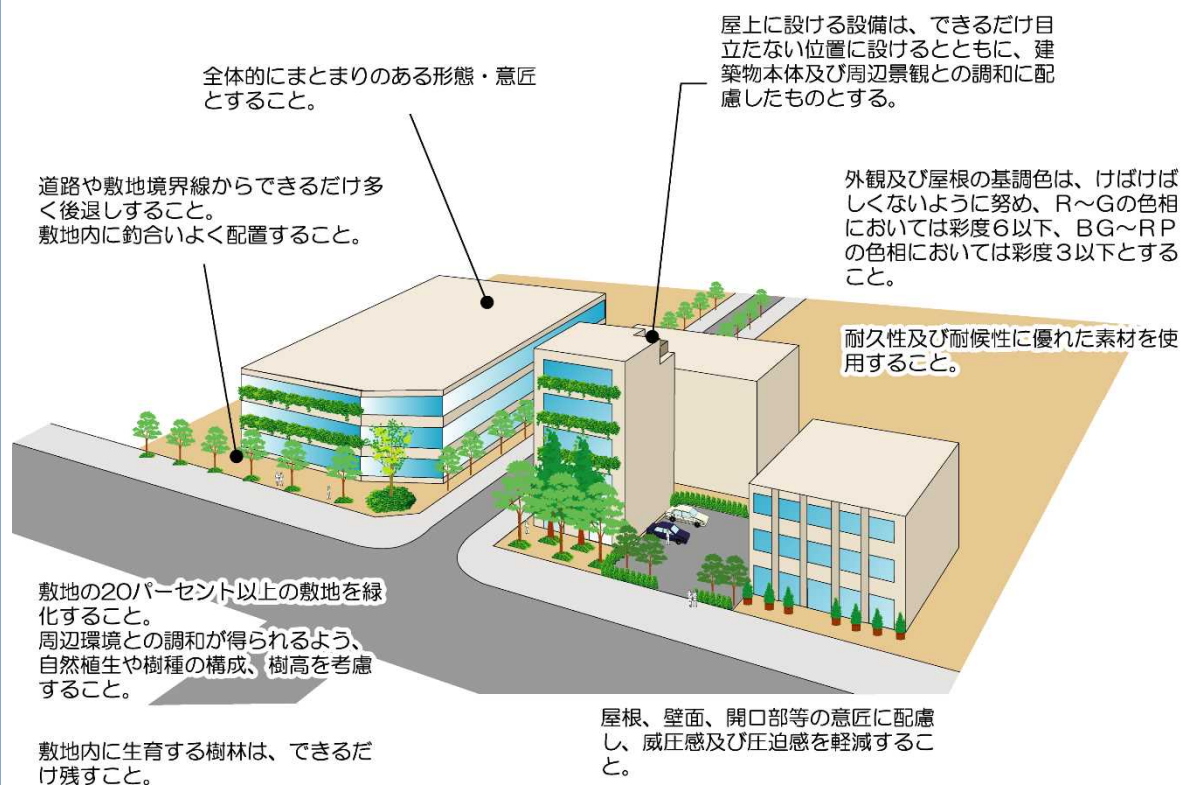




景観づくりのゾーニング図

※詳しくは備え付けの図書
でご確認ください。

景観のイメージ



1 建築物に関する行為

1-1 建築物（建築物に付随する門および塀を除く）の新築、増築または改築

1) 敷地内における位置

【基準】 共通：一般地区共通 / 山：山地・丘陵地ゾーン / 田：田園景観ゾーン / 市：市街地景観ゾーン

- 原則として、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。— 共通
- 原則として、道路に威圧感および圧迫感を与えないよう、特に道路から後退することとします。— 共通
- 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置することとします。

— 共通

■ 基本的な考え方

参照： P31	1 建築物の新築、増築または改築	1) 敷地内における位置
---------	------------------	--------------

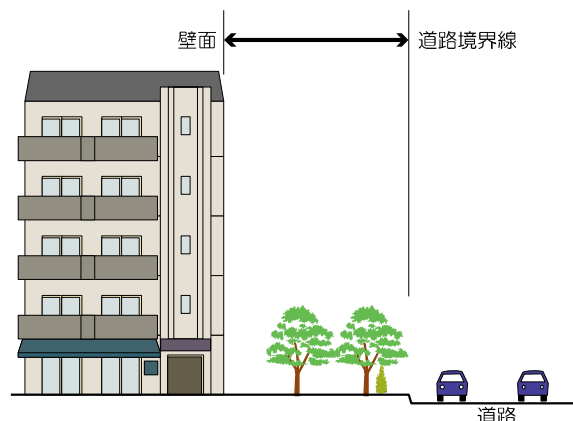
□ 敷地境界線からできるだけ多く後退する。

- ・ゆとりのある景観や周辺の風景との調和を図るため、建築物等の周囲に、できるだけ多くの空地を確保するような配置にしましょう。
- ・緑豊かな景観を形成するため、敷地内の空地には植栽を施しましょう。



□ 道路に威圧感および圧迫感を与えないよう、特に道路から後退する。

- ・道路景観にゆとりを持たせるため、威圧感および圧迫感を与えないよう道路から外壁を後退し緑化スペースを確保しましょう。



※ 街路幅員をD、沿道建物高さをHとしたときの両者の比 (D/H) は、街路空間における囲まれ感を表す指標となります。

D/H=3~4 以上は囲まれ感はなく茫漠とした空間となります。D/H=1~3 はやや囲まれ感があり、特に大通りのような格の高い街路は D/H=1~2 程度がよいと言われています。D/H=1~1.5 付近になると囲まれ感が生じます。D/H=1 以下は非常に囲まれ感が強くなりますが裏通りや横丁等の賑わいや親密感を演出することができます。京都の町家のスケールは、D/H=1.5 程度です。

(出典：街路の景観設計／土木学会編／技報堂出版)

2) 形態

【基準】 共通：一般地区共通 / 山：山地・丘陵地ゾーン / 田：田園景観ゾーン / 市：市街地観ゾーン

- 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。— 共通
- 周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあつては、これらの屋根の形態との調和を図るため、また、周辺に山稜または鎮守の森などの樹林地がある地区にあつては、山稜または樹木の形態と調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設けることとします。— 山・田
- 周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあつてはこれらの屋根の形態との調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設けることとします。— 市
- 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を講じることとします。— 共通
- 屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とします。— 共通

■ 基本的な考え方

参照： P 33 1 建築物の新築、増築または改築 2) 形態

3) 意匠

【基準】 共通：一般地区共通 / 山：山地・丘陵地ゾーン / 田：田園景観ゾーン / 市：市街地観ゾーン

- 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。— 共通
- 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とします。— 共通

■ 基本的な考え方

参照： P 36 1 建築物の新築、増築または改築 3) 意匠

4) 色彩

【基準】共通：一般地区共通／山：山地・丘陵地ゾーン／田：田園景観ゾーン／市：市街地景観ゾーン

●けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ることとします。—共通

●外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。—共通

色相	山地丘陵地ゾーン		田園ゾーン・市街地ゾーン	
	彩度	明度	彩度	明度
	上限値	下限値	上限値	下限値
0.1R～10G 赤・橙・黄・黄緑・緑系	3以下	3以上	6以下	3以上
0.1BG～10RP 青緑色・青・紫・赤紫系	3以下	3以上	3以下	3以上
無彩色	—	3以上	—	3以上

※色彩については、マンセル表色系（JIS Z 8721）

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

●建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮することとします。—共通

●周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮することとします。—共通

●屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとします。

—共通

■ 基本的な考え方

参照： P38 1 建築物の新築、増築または改築 4) 色彩

◇基調色の基準

色彩の数は無限ともいえますが、ここでは参考として J I S（日本工業規格）に定められた基本色相（マンセルの主要 10 色相）における等色相面*を用いて、使用可能な色の範囲を示しています。黒枠内が建物などの外壁の使用可能範囲です。

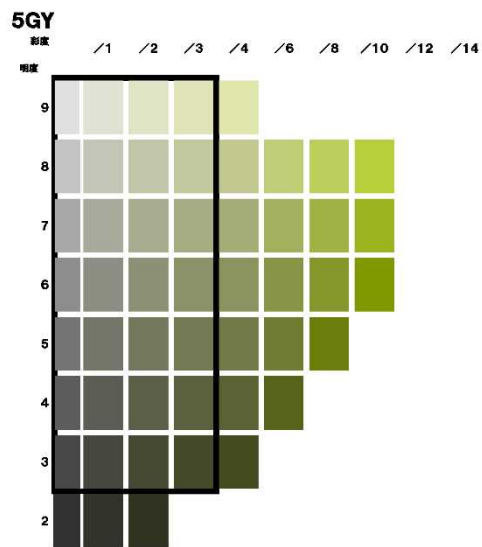
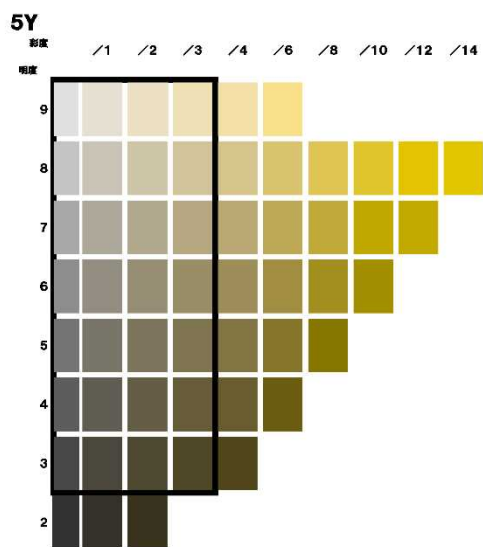
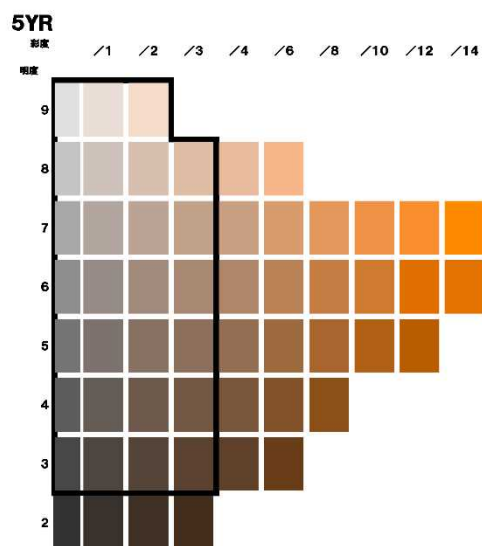
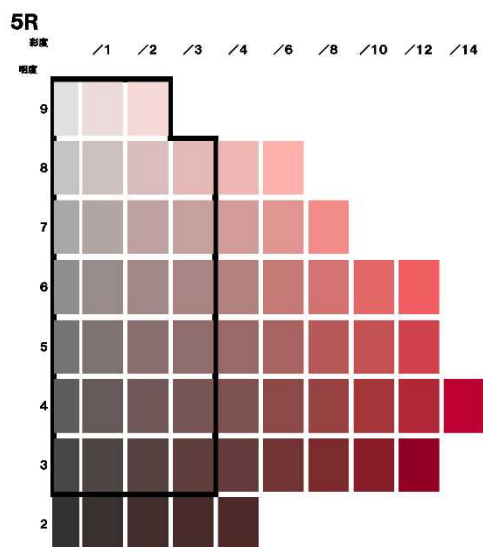
下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。

※ 等色相面：ある色相について、明度と、彩度の度合いを並べたもの。
縦軸を明度、横軸を彩度としており、最高彩度は色相によって異なります。
色相環で選ばれた純色は等色相面上で最も高い彩度となります。
黒から白にかけての色は無彩色（白、灰色、黒）です。無彩色以外が有彩色です。

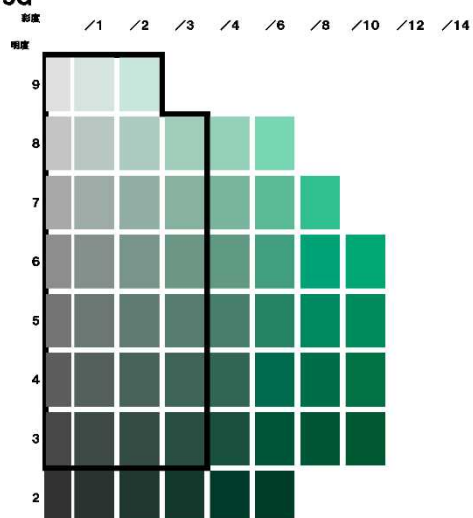
参考：J I S 標準色票 光沢版 【第 8 版（JIS Z 8721 準拠）】

日本規格協会 JIS 色票委員会 監修／発行：（財）日本規格協会／製作：（財）日本色彩研究所

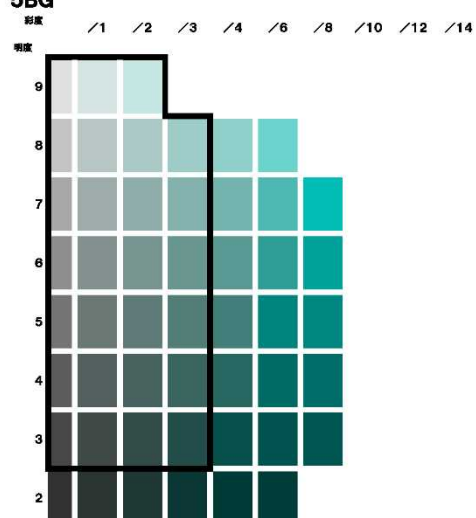
<山地丘陵地ゾーン>



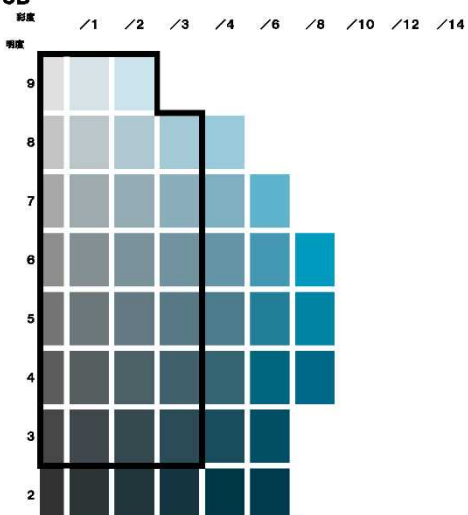
5G



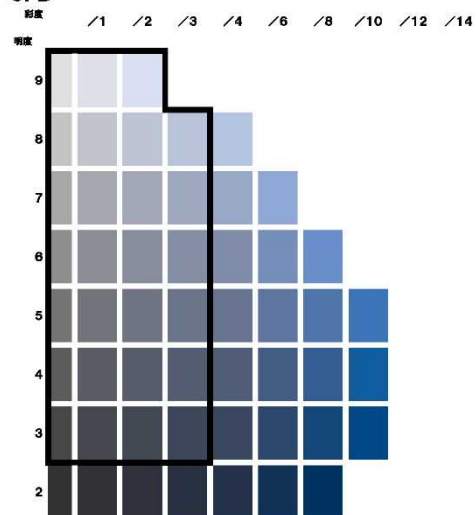
5BG



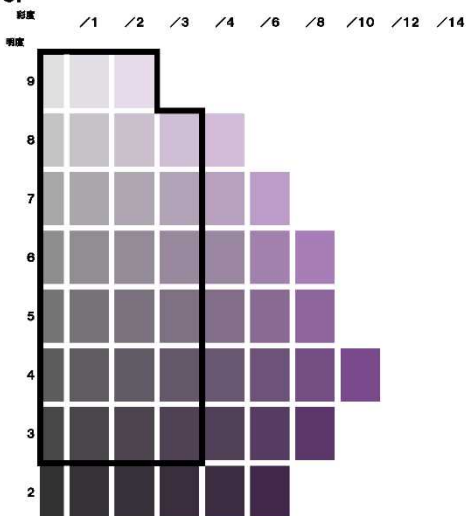
5B



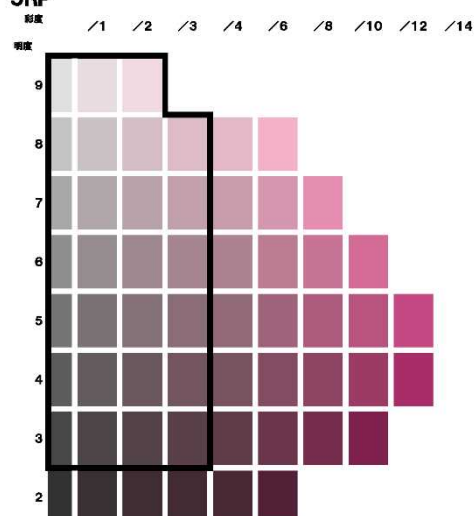
5PB



5P

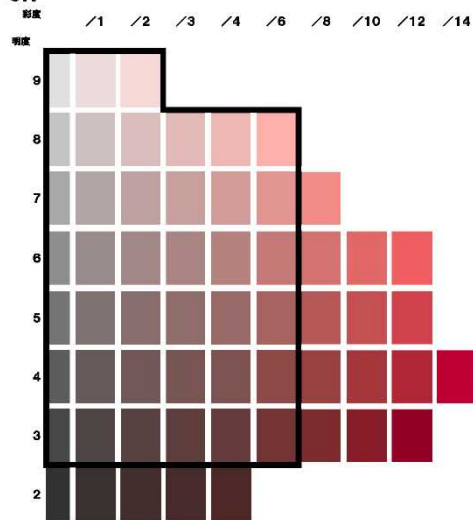


5RP

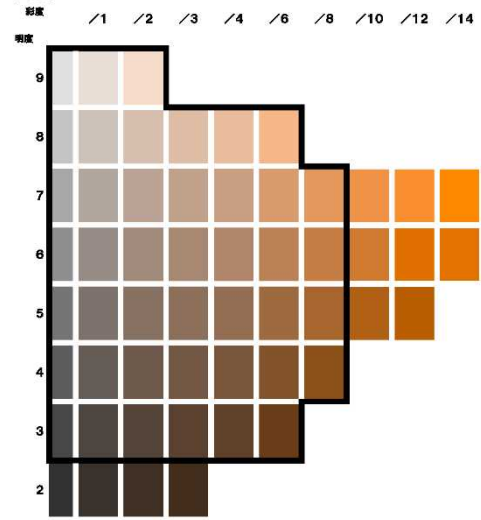


<田園ゾーン・市街地ゾーン>

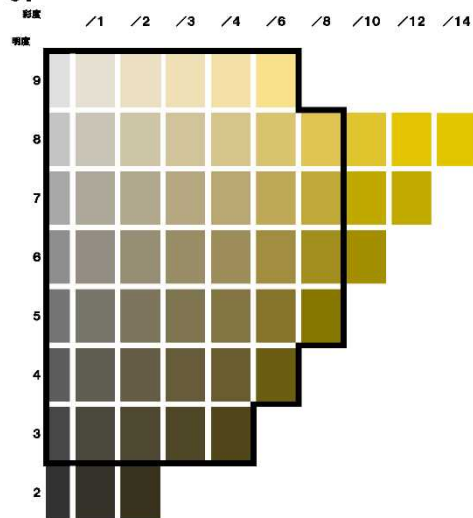
5R



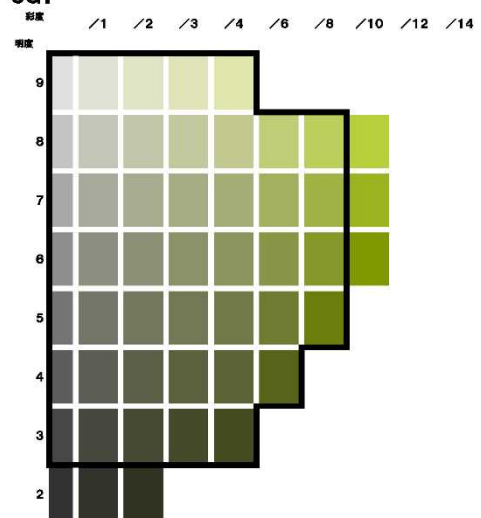
5YR



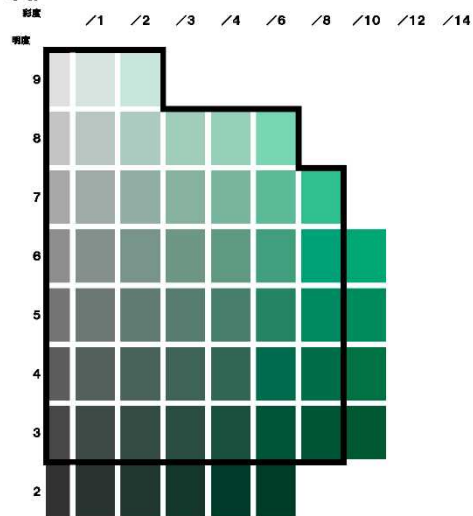
5Y



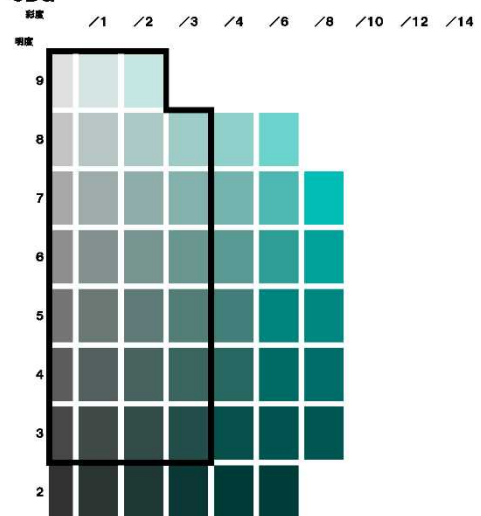
5GY



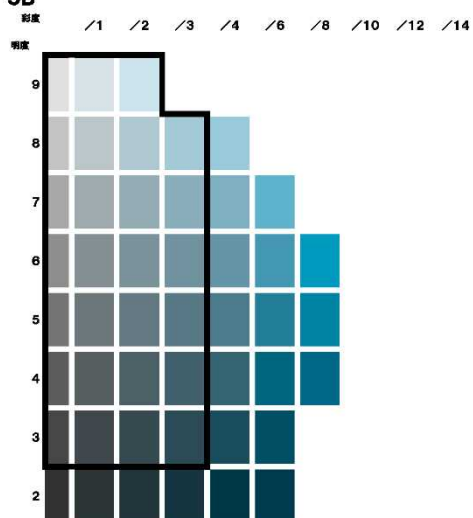
5G



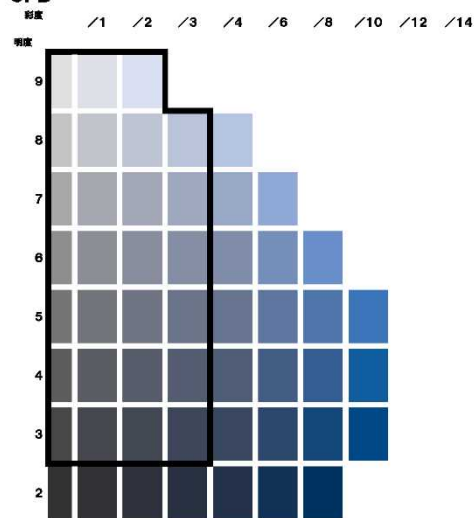
5BG



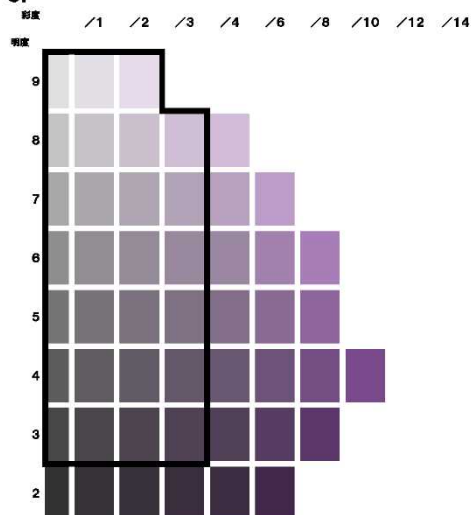
5B



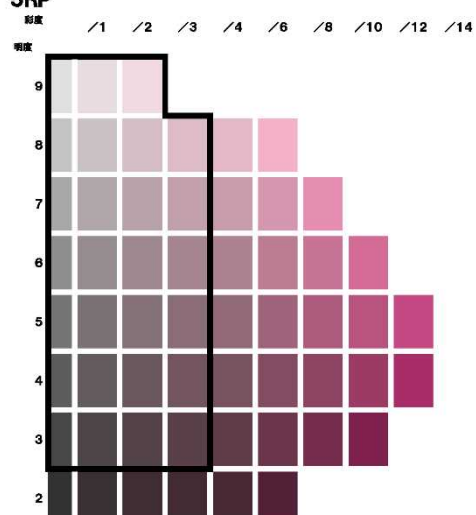
5PB



5P



5RP



5) 素材

【基準】**共通**：一般地区共通／**山**：山地・丘陵地ゾーン／**田**：田園景観ゾーン／**市**：市街地観ゾーン

- 周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用することとします。—**共通**
- のどかな自然地または集落地にあっては、不調和かつ浮出した印象にならないよう、冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けることとします。—**山・田**

■ 基本的な考え方

参照：	P45	1	建築物の新築、増築または改築	5) 素材
-----	-----	---	----------------	-------

6) 敷地の緑化措置

【基準】**共通**：一般地区共通／**山**：山地・丘陵地ゾーン／**田**：田園景観ゾーン／**市**：市街地観ゾーン

- 原則として、建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこととします。—**共通**
- 原則として、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。—**共通**
- 道路側に高木などによる一団の緑化スペースや居住者の花壇・ガーデニングスペースを確保するなどの緑化措置に配慮することとします。—**共通**
- 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。—**共通**
- 緑豊かな景観とするため、原則として、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化することとします。(ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内は除く。また都市計画法第12条4号第1項に規定する地区計画において別途緑化率が定められた場合はこの限りでない。) —**山・田**
- 敷地のうち、道路に面する部分の緑化に努めることとします。—**市**

■ 基本的な考え方

参照：	P46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
-----	-----	---	----------------	------------

7) 樹木等の保全措置

【基準】**共通**：一般地区共通／**山**：山地・丘陵地ゾーン／**田**：田園景観ゾーン／**市**：市街地観ゾーン

- 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。—**共通**
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。—**共通**

■ 基本的な考え方

参照：	P52	1	建築物の新築、増築または改築	7) 樹木等の保全措置
-----	-----	---	----------------	-------------

1-2 建築物等の移転

【基準】 共通：一般地区共通 / 山：山地・丘陵地ゾーン / 田：田園景観ゾーン / 市：市街地観ゾーン

- それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置および敷地の緑化措置の基準によります。— 共通

■ 基本的な考え方

参照：	P 31	1	建建築物の新築、増築または改築	1) 敷地内における位置
	P 46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置

1-3 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え

【基準】 共通：一般地区共通 / 山：山地・丘陵地ゾーン / 田：田園景観ゾーン / 市：市街地観ゾーン

- それぞれ該当する大規模建築物等の形態、意匠および素材の基準によります。

— 共通

■ 基本的な考え方

参照：	P 36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P 45	1	建築物の新築、増築または改築	5) 素材

1-4 建築物等の外観の色彩の変更

【基準】 共通：一般地区共通 / 山：山地・丘陵地ゾーン / 田：田園景観ゾーン / 市：市街地観ゾーン

- それぞれ該当する大規模建築物等の色彩の基準によります。— 共通

■ 基本的な考え方

参照：	P 38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
-----	------	---	----------------	-------

2 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

2-1 垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの

1) 垣、柵、塀（建築物に付随するものを含む）その他これらに類するものの新設、増築または改築

【基準】共通：一般地区共通／山：山地・丘陵地ゾーン／田：田園景観ゾーン／市：市街地観ゾーン

●周辺景観および敷地の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。

—共通

●建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木（生垣）木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合には、これを模した仕上げとなる意匠とします。—共通

●できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとします。—共通

●地域の景観を特徴づける石垣等の構造物が残されている地域では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創出に努めることとします。—共通

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P 36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P 38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
	P 45	1	建築物の新築、増築または改築	5) 素材

2) 門（建築物に付随するものを含む）の新築、増築または改築

【基準】共通：一般地区共通／山：山地・丘陵地ゾーン／田：田園景観ゾーン／市：市街地観ゾーン

●周辺景観および敷地の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とします。—共通

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P 36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P 38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩

3) 擁壁の新設、増築または改築

【基準】共通：一般地区共通／山：山地・丘陵地ゾーン／田：田園景観ゾーン／市：市街地観ゾーン

●できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合には、これを模したものをを用いることとします。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講ずることとします。—共通

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P 36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P 45	1	建築物の新築、増築または改築	5) 素材
	P 46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置

2-2 汚水または廃水処理する施設の新設、増築または改築

【基準】**共通**：一般地区共通／**山**：山地・丘陵地ゾーン／**田**：田園景観ゾーン／**市**：市街地景観ゾーン

- 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。—**共通**
- 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。—**共通**
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内に有る場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮する事とします。ただし、これによりがたい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。—**共通**
- 平滑な大断面が生じないように、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすることとします。—**共通**
- けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとします。—**共通**
- 外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。—**共通**

色相	山地丘陵地ゾーン		田園ゾーン・市街地ゾーン	
	彩度	明度	彩度	明度
	上限値	下限値	上限値	下限値
0.1R～10G 赤・橙・黄・黄緑・緑系	3以下	3以上	6以下	3以上
0.1BG～10RP 青緑色・青・紫・赤紫系	3以下	3以上	3以下	3以上
無彩色	—	3以上	—	3以上

※色彩については、マンセル表色系（J I S Z 8 7 2 1）

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

- 外周部の緑化を図り、施設を敷地外から容易に望見できないようにすることとします。—**共通**
- 常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ることとします。—**共通**
- 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めることとします。—**共通**
- 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。—**共通**

■ 基本的な考え方

参照：	P31	1	建築物の新築、増築または改築	1) 敷地内における位置
	P33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
	P46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
	P52	1	建築物の新築、増築または改築	7) 樹木等の保全措置

2－3 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路（その支持物を含む）の新設、増築または改築

【基準】 共通：一般地区共通／山：山地・丘陵地ゾーン／田：田園景観ゾーン／市：市街地観ゾーン

- 送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう配慮します。―共通
- 色彩は、原則として地域の特性に応じた落ち着いた色彩の景観色※を用いるものとし、周辺景観との調和を図ることとします。―共通

※景観色とは、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省）」で推奨されている、一般的な我が国の街並みや自然等で基調となっている YR 系を中心とした色彩。

基本とする色の名称	標準マンセル値
ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0/1.0 程度
グレイベージュ〔薄灰茶色〕	10YR 6.0/1.0 程度
ダークグレイ〔濃灰色〕	10YR 3.0/0.2 程度

- 山稜の近傍にあっては、稜線の美しいシルエットを乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とします。―山

■ 基本的な考え方

参照：	P31	1	建築物の新築、増築または改築	1) 敷地内における位置
	P36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
	P46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
	P52	1	建築物の新築、増築または改築	7) 樹木等の保全措置
	P56	2	工作物の新築、増築または改築	
2－3 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路（その支持物を含む）の新設、増築または改築				

2-4 その他の工作物

1) 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリートづくりの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔、その他これらに類するもの、高架水槽の増築または改築

【基準】**共通**：一般地区共通／**山**：山地・丘陵地ゾーン／**田**：田園景観ゾーン／**市**：市街地景観ゾーン

- 周辺に与える威圧感および突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。—**共通**
- 樹姿または樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。—**共通**
- 工作物にありがちな異様な印象を柔らげるため、できるだけすっきりとした形態および意匠とします。—**共通**
- 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ることとします。—**共通**
- 外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。—**共通**

色相	山地丘陵地ゾーン		田園ゾーン・市街地ゾーン	
	彩度	明度	彩度	明度
	上限値	下限値	上限値	下限値
0.1R~10G 赤・橙・黄・黄緑・緑系	3以下	3以上	6以下	3以上
0.1BG~10RP 青緑色・青・紫・赤紫系	3以下	3以上	3以下	3以上
無彩色	—	3以上	—	3以上

※色彩については、マンセル表色系（JIS Z 8721）

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

- アンテナ、鉄筋コンクリートづくりの柱、鉄柱その他これらに類するものの色彩は、原則として地域の特性に応じた落ち着いた色彩の景観色※を用いるものとし、周辺景観との調和を図ることとします。

※景観色とは、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省）」で推奨されている、一般的な我が国の街並みや自然等で基調となっている YR 系を中心とした色彩。

基本とする色の名称	標準マンセル値
ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0/1.0 程度
グレーベージュ〔薄灰茶色〕	10YR 6.0/1.0 程度
ダークグレー〔濃灰色〕	10YR 3.0/0.2 程度

- 工作物が周囲に与える威圧感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。—**共通**
- 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。—**共通**
- 山稜の近傍にあつては、稜線の美しいシルエットを乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とします。—**山**

■ 基本的な考え方

参照：	P 31	1	建築物の新築、増築または改築	1) 敷地内における位置
	P 33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P 36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P 38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
	P 46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
	P 52	1	建築物の新築、増築または改築	7) 樹木等の保全措置
	P 57	2	工作物の新築、増築または改築	1) 煙突またはごみ焼却施設・・・の増築または改築
		2-4	その他の工作物	

2) 彫像その他これらに類するものの新設、増築または改築

【基準】共通：一般地区共通／山：山地・丘陵地ゾーン／田：田園景観ゾーン／市：市街地観ゾーン

- 原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこととします。―共通
- 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ることとします。
- 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。―山・田

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P 36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P 38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
	P 46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
	P 59	2	工作物の新築、増築または改築	2) 彫像その他これらに類するものの新設、増築または改築
		2-4	その他の工作物	

3) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築

【基準】 共通：一般地区共通 / 山：山地・丘陵地ゾーン / 田：田園景観ゾーン / 市：市街地観ゾーン

- 周囲に与える威圧感および異様さを軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。—共通
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。—共通
- 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行い、道路等公共空間の利用の妨げとならないよう適切に管理することとします。

—共通
- 植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。—山・田

■ 基本的な考え方

参照：	P31	1 建築物の新築、増築または改築	1) 敷地内における位置
	P46	1 建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
	P52	1 建築物の新築、増築または改築	7) 樹木等の保全措置
	P60	2 工作物の新築、増築または改築	3) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築
		2-4 その他の工作物	

4) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これに類する製造施設
石油、ガス、L P G、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築

【基準】共通：一般地区共通／山：山地・丘陵地ゾーン／田：田園景観ゾーン／市：市街地観ゾーン

- 周辺に与える威圧感および突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。―共通
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。―共通
- できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすることとします。―共通
- けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ることとします。―共通
- 外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。―共通

色相	山地丘陵地ゾーン		田園ゾーン・市街地ゾーン	
	彩度	明度	彩度	明度
	上限値	下限値	上限値	下限値
0.1R～10G 赤・橙・黄・黄緑・緑系	3以下	3以上	6以下	3以上
0.1BG～10RP 青緑色・青・紫・赤紫系	3以下	3以上	3以下	3以上
無彩色	—	3以上	—	3以上

※色彩については、マンセル表色系（J I S Z 8 7 2 1）

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

- 工作物が周囲に与える威圧感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。―共通
- 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。―山・田

■ 基本的な考え方

参照：	P31	1	建築物の新築、増築または改築	1) 敷地内における位置
	P36	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
	P38	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
	P46	1	建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
	P52	1	建築物の新築、増築または改築	7) 樹木等の保全措置
	P61	2	工作物の新築、増築または改築	4) アスファルトプラント、コンクリートプラント・・・その他これらに類する施設の新設、増築または改築
		2－4	その他の工作物	

3 開発行為

【基準】 共通：一般地区共通／山：山地・丘陵地ゾーン／田：田園景観ゾーン／市：市街地観ゾーン

●樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林がある場合は、できるだけ保全することとします。

—共通

●造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとしします。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとしします。—共通

●のり面が生じる場合にあっては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じることとします。—共通

●駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、道路または河川から容易に望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じることとします。—共通

●広場、運動場その他これらに類するものを設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるときは、敷地面積の20パーセント以上の敷地を緑化することとします。（ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域は除く。）—共通

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	1 建築物の新築、増築または改築	2) 形態
	P 46	1 建築物の新築、増築または改築	6) 敷地の緑化措置
	P 52	1 建築物の新築、増築または改築	7) 樹木等の保全措置
	P 63	3 開発行為	1) 開発行為・土地の開墾その他土地の形質の変更
		4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘 その他の土地の形質の変更	

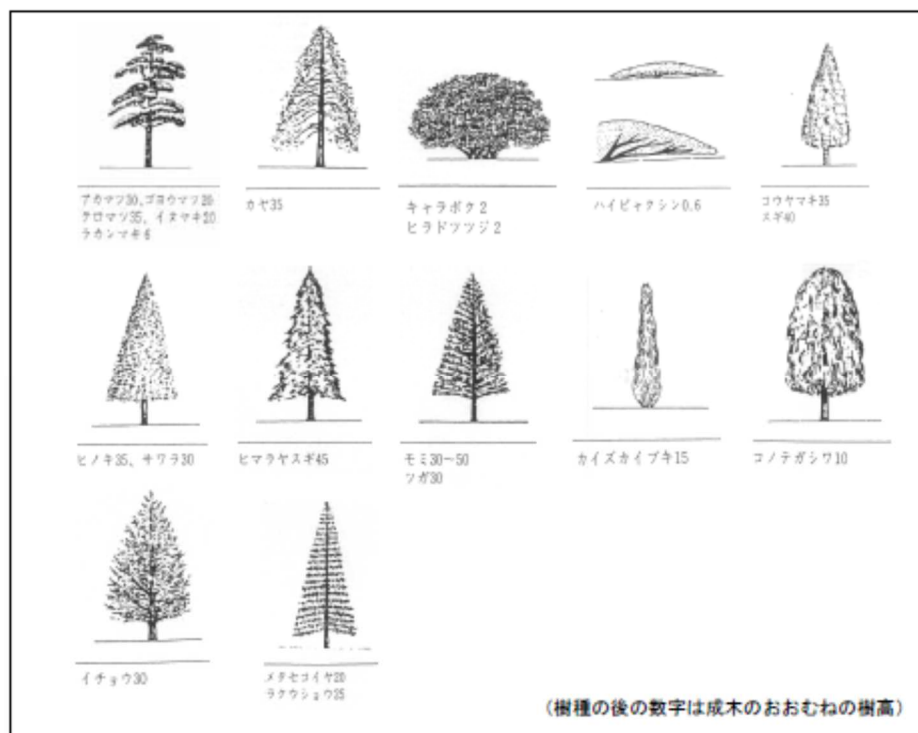
参考資料 樹木について

一般的に使用される緑化木、造園樹木で滋賀県において成育可能なものには次のようなものがあります。

注：表中下線を引いた樹木は高木となりうるが、通常、緑化木、造園木としては高木以外の樹木として利用されるもの。

<針葉樹>

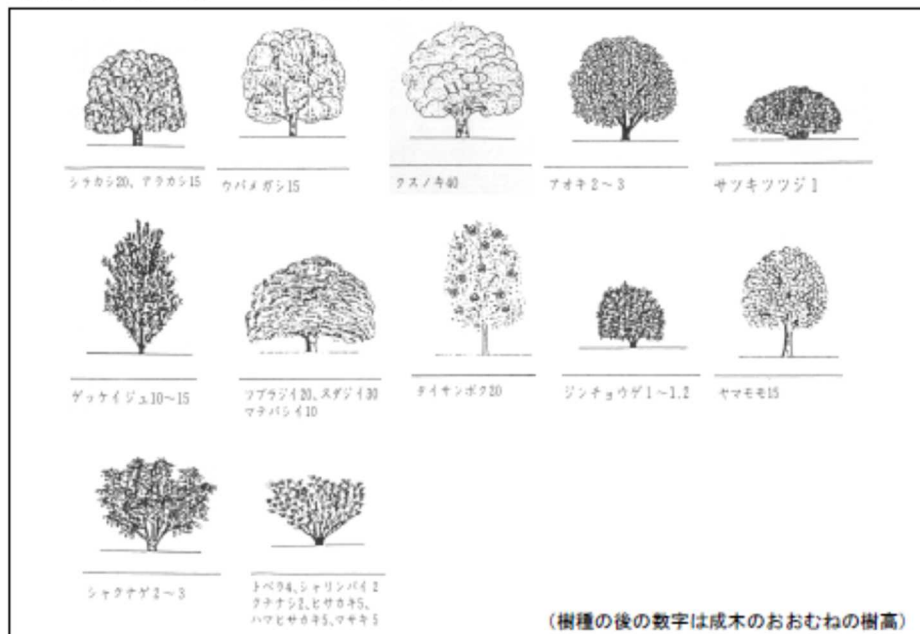
		高木 成木に達したとき、 おおむね4メートル以上になる樹木			高木以外の樹木
常緑樹	樹高10メートル以上になるもの	アカマツ コウヤマキ ヒノキ ツガ	カヤ サワラ ヒマヤラスギ モミ	クロマツ スギ ゴヨウマツ	キャラボク ハイビャクシン
	樹高10メートルに満たないもの	カイズカイブキ イヌマキ	コノテガシワ	ラカンマキ	
落葉樹	樹高10メートル以上になるもの	イチョウ	メタセコイア	ラクウショウ	



<広葉樹>

		高木 成木に達したとき、 おおむね4メートル以上になる樹木			高木以外の樹木	
常緑樹	樹高 10 メートル以上になるもの	アラカシ クロガネモチ シラカシ ヤマモモ	ウバメガシ ゲッケイジュ タイサンボク スダジイ	クスノキ ツブラジイ モッコク ヤブツバキ	アオキ クチナシ シャリンバイ シャクナゲ	アベリヤ サツキツツジ ジンチョウゲ トベラ
	樹高 10 メートルに満たないもの	オトメツバキ ギンモクセイ イヌツゲ ヒイラギモクセイ モリシマアカシ ハマヒサカキ マサキ	カクレミノ サザンカ トウネズミモ マテバシイ カナメモチ アセビ	キンモクセイ サンゴジュ ヒイラギ モチノキ ヒサカキ キョウチクトウ	ナンテン ハクチョウゲ ピラカンサ ヤツデ ツゲ	ネズミモチ ヒイラギナンテン ヒラドツツジ マンリョウ エニシダ
落葉樹	樹高 10 メートル以上になるもの	アオギリ エンジュ ケヤキ サワグルミ シンジュ センダン ナツツバキ ハクモクレン ハンノキ	アキニレ カツラ コナラ シダレヤナギ プラタナス フウ ナンキンハゼ ポプラ	エノキ クヌギ コブシ シダレザクラ トチノキ トウカエデ ニセアカシヤ ユリノキ	アジサイ コデマリ ドウダンツツジ ボケ ライラック ユキヤナギ ネコヤナギ	オオデマリ シモクレン ハギ ムラサキシキブ ヤマブキ レンギョウ フヨウ
	樹高 10 メートルに満たないもの	アカメガシワ ウメ サルスベリ ハナミスギ ヤマモミジ	イロハモミジ エゴノキ ソメイヨシノ マユミ ムクゲ	イイギリ サトザクラ ネムノキ ヤマザクラ		

広葉樹（常緑樹 樹高 10 メートル以上になるもの）

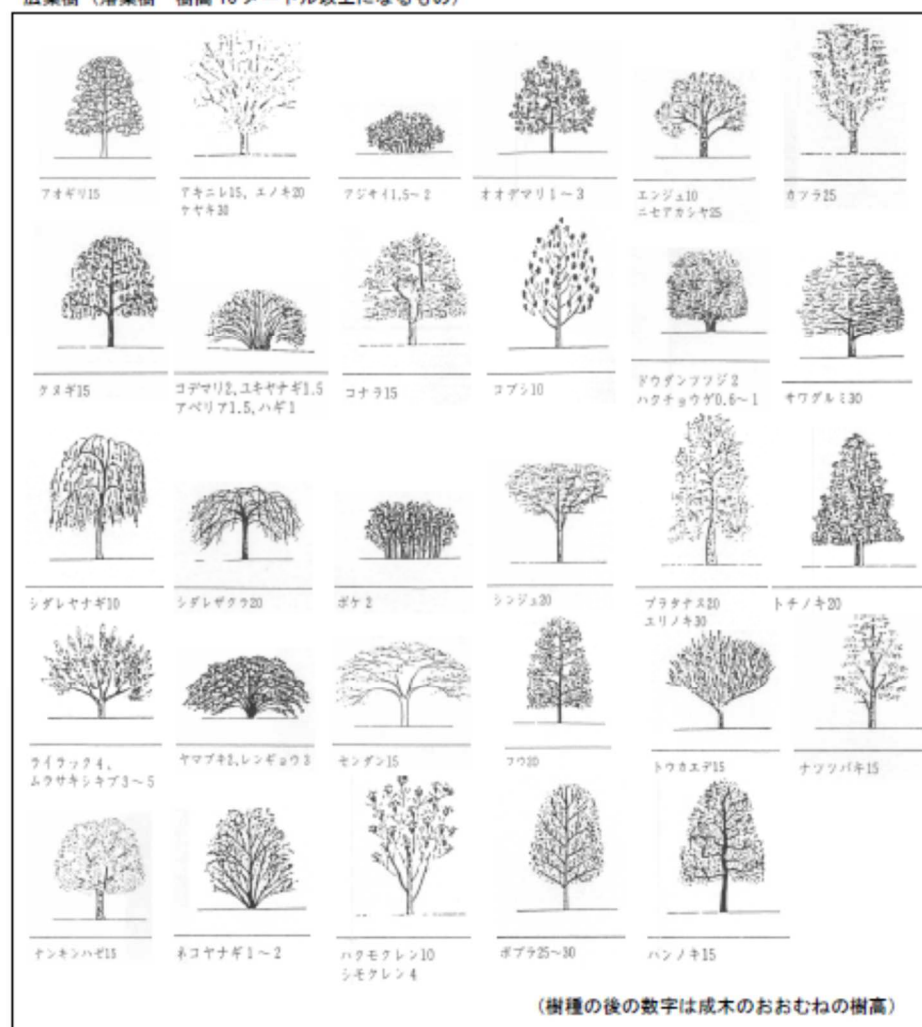


広葉樹（常緑樹 樹高 10メートルに満たないもの）



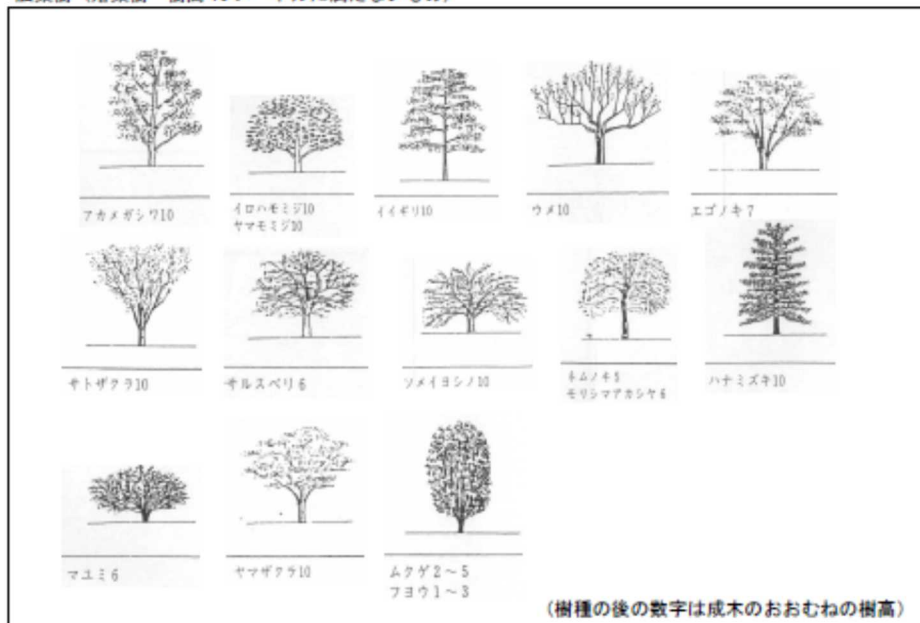
（樹種の後の数字は成木のおおむねの樹高）

広葉樹（落葉樹 樹高 10メートル以上になるもの）



（樹種の後の数字は成木のおおむねの樹高）

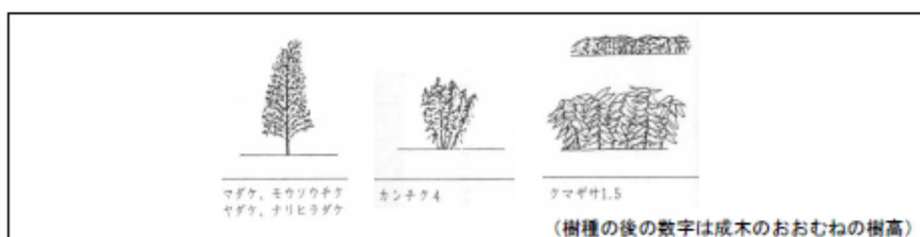
広葉樹（落葉樹 樹高 10 メートルに満たないもの）

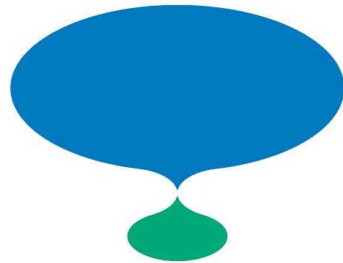


<タケ・ササ・特殊樹・つる物類>

		高木 成木に達したとき、 おおむね4メートル以上になる樹木	高木以外の樹木
タケ・ササ類	樹高 10 メートル以上になるもの	マダケ モウソウチク	クロチク カンチク
	樹高 10 メートルに満たないもの	ヤダケ ナリヒラダケ	ホウライチク クマザサ
特殊樹	樹高 10 メートル以上になるもの	シュロ (ワジュロ)	カンノンチク
	樹高 10 メートルに満たないもの	ソテツ トウシュロ	
つる物	常緑樹	ムベ キズタ スイカヅラ	
	落葉樹	アケビ ツルバラ フジ	
		ノウゼンカヅラ ナツツタ	

タケ・ササ類





主管課名：湖南省市建設經濟部都市政策課

所 在 地：滋賀県湖南省中央一丁目 1 番地

電話番号：0 7 4 8－7 1－2 3 3 6

FAX 番号：0 7 4 8－7 2－7 9 6 4